

- 特報 会長に坂詰秀一氏 新体制が発足
- 特集 座談会 文化庁報告をうけて
- 速報 技術研修会が新たにスタート

飛天

平成 27 年会報



公益社団法人 日本文化財保護協会

埋蔵文化財調査技術者の倫理

1. 宣言

公益社団法人日本文化財保護協会は埋蔵文化財の発掘調査を行う法人からなるわが国民間調査組織を代表する団体である。

埋蔵文化財はかけがえのない国民共有の財産であることから、その調査にあたっては考古学を基礎とした確かな技術力や高度な専門性とともに、調査の公正性、中立性といった高い倫理性が求められている。

このため、民間調査組織が埋蔵文化財調査を主体的に、責任を持って行うためにはより高い職業倫理が必要であり、協会は自らの努力によりこれを確立して民間調査組織の社会的信用を確保し、埋蔵文化財調査業の健全な発展をはかることによりわが国の埋蔵文化財保護に寄与することを決意し、ここに倫理綱領を制定することとした。

2. 倫理綱領

公益社団法人日本文化財保護協会の会員は国民共有の財産である埋蔵文化財の調査がきわめて公益性の高い職務であることを自覚するとともに、自らの努力で高度な専門性と技術力を育成し、発掘調査を通じてわが国の埋蔵文化財保護に寄与することが会員の社会的使命であることを認識しなければならぬ。

また、会員は埋蔵文化財の調査を社会から信頼される事業として確立するため、公益性の高い職務にふさわしい職業倫理をもって調査にあたり、埋蔵文化財の調査が誇りある職務として会員及び調査に携わる技術者の社会的地位確立と、埋蔵文化財発掘調査業の発展をはからなければならない。

このため次の事項を遵守するものとする。

(1) 品位の保持

会員は、常に埋蔵文化財調査事業者としての品位の保持に努めるとともに、

会員相互の名誉を重んじ民間調査事業の健全な発展をはからなければならない。

(2) 専門技術の確立

会員は常に知識の吸収と技術の向上につとめ、考古学を基礎に人文・社会科学から自然科学までを包括する発掘調査技術を確立しなければならない。

(3) 中立性、独立性の保持

会員は埋蔵文化財保護を使命とする職業倫理と専門的知識に基づく考古技術者の良心に従って調査を行うものとし、これを侵すいかなる依頼にも応じてはならない。

(4) 秘密の保持

会員は依頼者の利益を擁護するため、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(5) 公正で自由な競争

会員は公正で自由な競争を行い、広く社会から信頼される埋蔵文化財調査業を確立する。

3. 行動規範

倫理綱領を実践するため、公益社団法人日本文化財保護協会及び会員とその役員、協会が認定した埋蔵文化財調査士等の資格保有者は、以下の規範に基づいて行動する。

(1) 公正で自由な競争

私的独占、不当な取引制限および不正な取引方法に関する法令および規則を遵守し、これらの基本ルールの逸脱行為は行わない。

(2) 関連業法の遵守

業務を遂行するにあたっては、文化財保護法をはじめ各種業法を遵守する。

(3) 贈賄の禁止及び接待、贈答などの制限

贈賄行為や公務員等に対する不正な利

益供与、申し出、約束は行わない。また、接待、贈答の授受に関しては社会通念上妥当な範囲を超えてはならない。

(4) 利害相反行為等の禁止

専門家としての職務を果たせなくなる事態に対しては、国民共有の財産を保護するという信念と勇気をもって対処する。

(5) 反社会的勢力との関係の遮断

反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関わりを遮断する。

(6) 情報の適切な管理

依頼者や会員、埋蔵文化財調査士等の資格保有者、資格試験受験者等の情報の不適切な開示、漏洩、不当利用を防止し、適切な管理を行う。

(7) 知的財産権の保護

業務を遂行する上で知的財産権を尊重し第三者の権利を侵害しない。

また、会員とその役職員の知的財産権の保護に努める。

(8) 適正な経営情報の開示

協会および会員は経営情報を関係法令に基づき適正に整備し、適宜開示を行う。

(9) 人権の尊重

基本的人権を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分、国籍、疾病、障害等による差別を行わない。

会員とその役職員、埋蔵文化財調査士等の資格保有者および資格試験受験者の個人情報には適切な保護を行う。

4. 倫理委員会

公益社団法人日本文化財保護協会はこの倫理綱領および行動規範の普及、啓発、推進、維持のため倫理委員会を設ける。

CONTENTS

2 … 埋蔵文化財調査技術者の倫理

3 … 特報 協会が新体制でスタート

坂詰秀一氏が会長に就任 代表理事に那波市郎氏

特別講演 広瀬和雄氏 「前方後円墳とはなにか」

優秀調査報告書表彰

6 … 民間調査組織と「調査力」 会長 坂詰秀一

8 … 特集 座談会「埋蔵文化財と民間調査組織」

文化庁報告「適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の

構築について」をうけて

21 … 白書 会員懇談会

22 … 白書 埋蔵文化財調査士試験

24 … 27年度第1回技術研修会を開催

26 … 復興支援活動 活発！

釜石市の発掘調査支援取組

平田遺跡の発掘支援に参加して

28 … 考古検定に新たな取り組み

30 … 協会初 親子料理ワークショップを開催

32 … 26年度事業報告 27年度事業計画

理事会

35 … 編集後記

協会が新体制でスタート

坂詰秀一氏が会長に就任 代表理事に那波市郎氏



会長就任にあたって

坂 詰 秀 一

この度、協会定款の一部変更に基づき、那波会長の後任として会長に就任することになりました。

私は、長い間考古分野の教育と研究に従事して来た者で、民間の調査組織とは無縁でありましたが、平成17年4月に開催されました日本文化財保護協会の設立総会に来賓の一人として挨拶させていただきました。

平成7年3月に閣議決定されました規制緩和推進計画の一つとして、総務省行政監察局が「芸術文化の振興に関する行政監察結果に基づく勧告」で「埋蔵文化財の調査に民間活用」の検討」などが勧告された結果、民間の調査組織が前向きな、そしてより良い調査の実施に関する情報の交換と相互理解の助長を求めて日本文化財保護協会が平成17年3月に創設されたことは、考古学を学んでいる一人として、いたく関心を抱きました。

私の勤務しておりました大学の卒業生たちも、民間調査会社に就職しておりましたことも視点を向けた要因でありました。

その折り、考古学の研究で実績を上げておりました戸田哲也氏から、協会の設立総会に來賓としてお招きを受け、協会の設立の意趣を大いに学ばせて頂いた次第でした。

今後における埋蔵文化財の発掘調査は、大学の研究室、行政機関のほかに民間の調査組織が有用に機能することの認識を深めました。

協会が設立10周年を迎え、新たな方向と飛躍を確立することを伺い、戸田初代、那波2代会長を引き継ぐことになりました。

埋蔵文化財の調査は、考古学の方法に立脚した実施に加え、その資料の保存と活用が求められます。協会関係のみなさまにこの点を大いに期待し、かつ、それを実践的に展開する方途を共に考えていきたいと思います。

ご協力、ご支援を願って就任のご挨拶とさせていただきます。

どうか、よろしくご指導とご交誼をお願い致します。

平成27年度の定時総会が平成27年5月8日に東京千代田区の学士会館で開催されました。

27年度から協会は、協会の学術・文化面を代表する会長と、協会の事業活動を代表する代表理事とによって運営されることとなりました。

会長には立正大学名誉教授で協会顧問の坂詰秀一氏が、代表理事には株式会社四門の代表取締役那波市郎氏がそれぞれ就任し、新役員就任による新たな体制の下で協会は27年度をスタートさせました。

坂詰会長と那波代表理事とともに平成17年4月に協会が任意団体として発足した当時から顧問、常任理事として協会運営にかかわってきたことから、昨年度で協会創立10周年を迎えたのを機に、会長・代表理事の両輪体制で協会を牽引し、協会のさらなる発展と民間調査組織の調査力の一層の強化を図ることとなりました。

特別講演

広瀬 和雄

「前方後円墳とはなにか」



総会にあわせ、恒例の特別講演が国立歴史民俗博物館名誉教授・総合研究大学院大学名誉教授の広瀬和雄氏により行われました。

特別講演は文化財保護の専門家による一般向けの公開特別講習会で、協会が行う公益目的事業の一つとして実施され、あわせて埋蔵文化財調査士・調査士補のCPD継続教育指定講習として行われ、聴講者には10ポイントの認定が行われました。

広瀬氏は平成19年に協会が資格制度を発足させる際に、学識経験者からなる資格制度諮問委員会の委員として参画され、これまで9回にわたる資格試験で600名以上の資格者を輩出する資格制度の礎を築かれた広瀬氏の講演に大勢の皆さんが聴講しました。



特別講演聴講のみなさん（学士会館）

優秀調査報告書 表彰

最優秀調査報告書は玉川文化財研究所
優秀調査報告書にパスコ・大成エンジニアリング・勾玉工房 Mogi
武蔵文化財研究所が選ばれる



表彰を受ける (有)勾玉工房 Mogi

平成26年度の優秀発掘調査報告書の表彰式が総会場で行われ、坂詰会長より受賞者に表彰状と金一封が授与されました。

第3回となる優秀調査報告書の選考会は平成27年4月7日に協会事務所で行われ、協会試験管理委員会委員で行政経験者の3名による選考の結果、最優秀調査報告書として(株)玉川文化財研究所による伊勢原浄水場排水処理等建設工事に伴う発掘

調査の「下北原遺跡Ⅲ」が選ばれました。

また、優秀調査報告書として(株)パスコの県道603号(上粕屋厚木)道路改良工事に伴う発掘調査の「神成松遺跡第5地点」、大成エンジニアリング(株)の新宿区市谷甲良町計画に伴う発掘調査の「市谷甲良町遺跡Ⅴ」、(有)勾玉工房 Mogiの太陽光発電設備設置事業に伴う発掘調査の「明神遺跡(牛久城跡外郭部・明神塚1号墳)」、(株)武蔵文化財研究所の目黒駅前地区第一種市街地再開発事業に伴う発掘調査の「播磨国三日月藩森家上屋敷跡遺跡」の5点が選ばれました。

優秀調査報告書は総会場で展示された後、協会会議室に据え置かれ、これまで2回の優秀調査報告書とともに報告書作成の手本として会員の閲覧に供されています。



総会挨拶の協会顧問・馳浩衆議院議員
この後、文部科学大臣に就任



今総会で退任の上野、門屋、花岡の3役員に協会創立からの活躍に惜しまない拍手

新たな会員となった建設NRT(株)と、(有)カワヒロ産業



島津監事(株)九州文化財研究所



新任役員の橋本専務理事(パリノ・サーヴェイ(株))



民間調査組織と「調査力」

公益社団法人 日本文化財保護協会 会長 坂 詰 秀 一

日本文化財保護協会は、平成15年～16年の設立準備を経て、17年4月に設立総会を開催、21年6月に法人の認定申請、22年4月に内閣府より「文化財保護に関する知識の教授を公益目的事業」とする公益法人の認定を受け、新たな歩みを始めた。

定款に目的（第3条―この法人は、文化財保護に携わる民間調査組織として必要な技術の研鑽、向上を図り、もってわが国文化芸術の振興に寄与する）と事業（第4条―1文化財保護に関する知識の教授、ほか7項目）が明記され、設立の意図と方向性に立脚した活動が全国的に展開されている。

特に埋蔵文化財の調査と保存活動を主目的とする会員（法律上の社員）の各社は、会創設の本来の意趣を体して、全国的な事業を展開し、それぞれの地域における埋蔵文化財の調査と保存に一定の役割を演じていることが注目されている。

任意団体より法人化に変貌した10年目の協会活動は、新たな方途のもとに変容を続け、関係諸方面の評価と期待を集めている。

「埋蔵文化財調査技術者の倫理」は、自ら倫理綱領を制定したものであり、その意義は今後とも協会の旗印として発揚されるであろう。

埋蔵文化財調査と考古学

埋蔵文化財（遺跡・遺構・遺物）の発掘と調査の対象は、考古学における研究の対象と類同である。発掘と調査の方法は、基本的に軌を一にしているため、対応従事者は、考古学の基礎、特に遺跡調査の方法を会得した者が必要である。対象とする埋蔵文化財の発掘調査は、考古学的方法に立脚する

ことが前提とされている所以であること自明である。

昭和40年代の中頃を境に埋蔵文化財に関する行政の対応は変貌していった。各地における大規模開発の頻発的な惹起は、必然的に調査の体制に支障をきたし、大学の考古学関係者を主とした一過性の調査の限界をもたらすことになった。全国遺跡地図（埋蔵文化財所在地図）の作成、行政における埋蔵文化財担当官の配備は、その具現であった。開発を目的とする地の発掘は行政発掘と称され、学術目的の発掘と峻別され、前者が後者をはるかに凌駕するようになっていった。しかし、社会情勢の変化は、埋蔵文化財の調査体制そのものに影響を与えるにいたり「官より民」への風潮が次第に大きくなって行政の指導のもとに民間の調査組織の対応が見られるようになってきた。ただ、埋蔵文化財の発掘は、法の規定により、あくまで行政の責任によって実施されるべきとの主旨から、参画の民間組織に対して「質」の疑問が提起されてきた。

まことに「宣なるかな」の傾向であった。

「埋蔵文化財調査士」の登場

平成17～19年度にかけて協会が検討を重ねてきた「埋蔵文化財」調査者の「資格検定」は、行政・考古学界に大きな波紋を投じ、甲論乙駁であったが、「考古調査士」の登場、行政の慎重検討もあり、次第に沈静化に向かっていった。

日本文化財保護協会の「埋蔵文化財調査士」「同調査士補」の資格制度は、取得後の「継続教育」（CPD）の導入、研修会の実施などにより一定の成果を挙げつつある。ただ、その資格は協会が独自の視点によって定めたもの

であり、枠内資格と言える。今後における取得者の自主的な研鑽と判断により、関係機関とその関連分野に資格の有用性の理解を流布していくことが肝要である。

他方、資格を認定する協会は、埋蔵文化財の発掘とその結果の記録（報告）に止まることなく、調査地域の行政と有識者の意向と意見を十分に斟酌する対応を会員に対して発信し、その実現に協力することが求められてくるであろう。「資格」は、発掘調査に際しての技術的な認定、考古学的な基礎知識の認識者に加えて、地域の文化財の保存と活用を埋蔵文化財の枠を超えて対応することの可能な人傑の存在をも考慮することが期待される。「学芸員」資格との汎用もその一つであろう。よって「考古調査士」資格者の雇用を積極的に各社（社員関係者）が導入することも求められるであろう。

「埋蔵文化財調査」の枠内資格の取得は、斯界にとって有用かつ不可欠と広く認識されることが期待されよう。

「考古検定」の実施など

「埋蔵文化財調査士・士補」が「発掘員」と共に専門家を対象とする資格であるのに対して、「考古検定」は対象者を外に広く求める資格認定である。平成23年に第1回を実施した「考古検定」は、回を重ね第6回に及んでいる。5クラスの検定は、入門から考古系大学院修士課程に及び、協会事業の大きな柱となっている。公益目的事業として実施している検定は「めざせ100万人の考古学」とされている。多くの受験者を得て、今後とも文化財の理解と活用に有用となることを願っている。

一般向けの事業として、公開講演会の開催の実施も柱となっている。ときどきの文化財・考古学上の話題をテーマとして開催されているが、この種の企ても協会の存在意義の一翼を担うものとして注目され、こんごとも期待が寄せられている。

東日本大震災の発生に対し、復興支援として被災地支援の募金、文化財保護の義捐金の寄託、復興支援の発掘に伴う官民連携の推進（釜石市）など、社会貢献の一例として看過し得ない近時の対応であり、今に継続しているこ

とが話題となっている。

このような事業については、年度別会報「飛天」に掲載されて全国の行政に配信・報告され、協会の存在をアピールしている。

「課題」と「展望」

協会設立の目標とそれの実施は、10周年を経過して順調に展開し、相応の成果をあげ、その認知度も関連分野を超えて周知されてきた。

次なる課題は、10年間にわたって関係者が尽力してきた事業の展開を、その結果に立脚して進展させることであろう。

民間調査組織による埋蔵文化財の発掘調査には、それぞれの事情により対応の型がある。

行政の指導のもとに主体的に実施する場合、行政の発掘を支援する事例などがあるが、いずれも行政の埋蔵文化財調査に協力し支援することが多いのが現状である。このような傾向は一部の地域を除いて続くであろうが、その場合、民間組織の発掘対応能力が問題になる。

民間の発掘担当者が行政の担当専門官に対して、学術的（考古学的な知識）技術的（発掘現場の対応）に同等に処し得たとしても、「法」の規定により発掘調査の方向と実施は「官」に主体があり「民」は基本的には補完、協力する立場におかれている。

埋蔵文化財の発掘は、発掘現場の実際、出土物の整理、報告書の作成との一連の流れのみでなく、発掘要因提出者との交渉、出土物の保管と活用（公開）などと密接に関係している。発掘終了、報告書作成で事足りではなく、事後の保存とその公開的活用が重要である。これらを「官」と「民」が協働して行うことが望まれる。そこには、民間の埋蔵文化財に対する「調査力」が求められる。「調査力」は、担当者の学識と技術に加えて組織の文化財に対する理解が強く反映されることが必要である。それは、まさに公益社団法人として日本文化財保護協会の設立の目的であると言えよう。創設10年を経た現在、埋蔵文化財の発掘に止まることなく、広い視野で文化財の全般にわたる事業の展開が期待されている。

座談会

文化庁報告「適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について」をうけて

埋蔵文化財と民間調査組織

文化庁は「適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について」（報告）を平成26年10月31日に公表し、同日、文化庁記念物課より当協会に同報告書が送達され、協会は全会員にこれを配布し、会員懇談会等を通じてこの周知をはかっています。

同報告書は、地方公共団体が有すべき埋蔵文化財行政における組織の在り方についての基本的方向性及びそれを支援する文化庁や奈文研の役割について提言したのですが、その中には「民間調査組織の取り扱いに係ること」や「民間調査組織を利用するに際しての留意事項」など、民間調査組織に直接関係する内容に多くのページが割かれています。

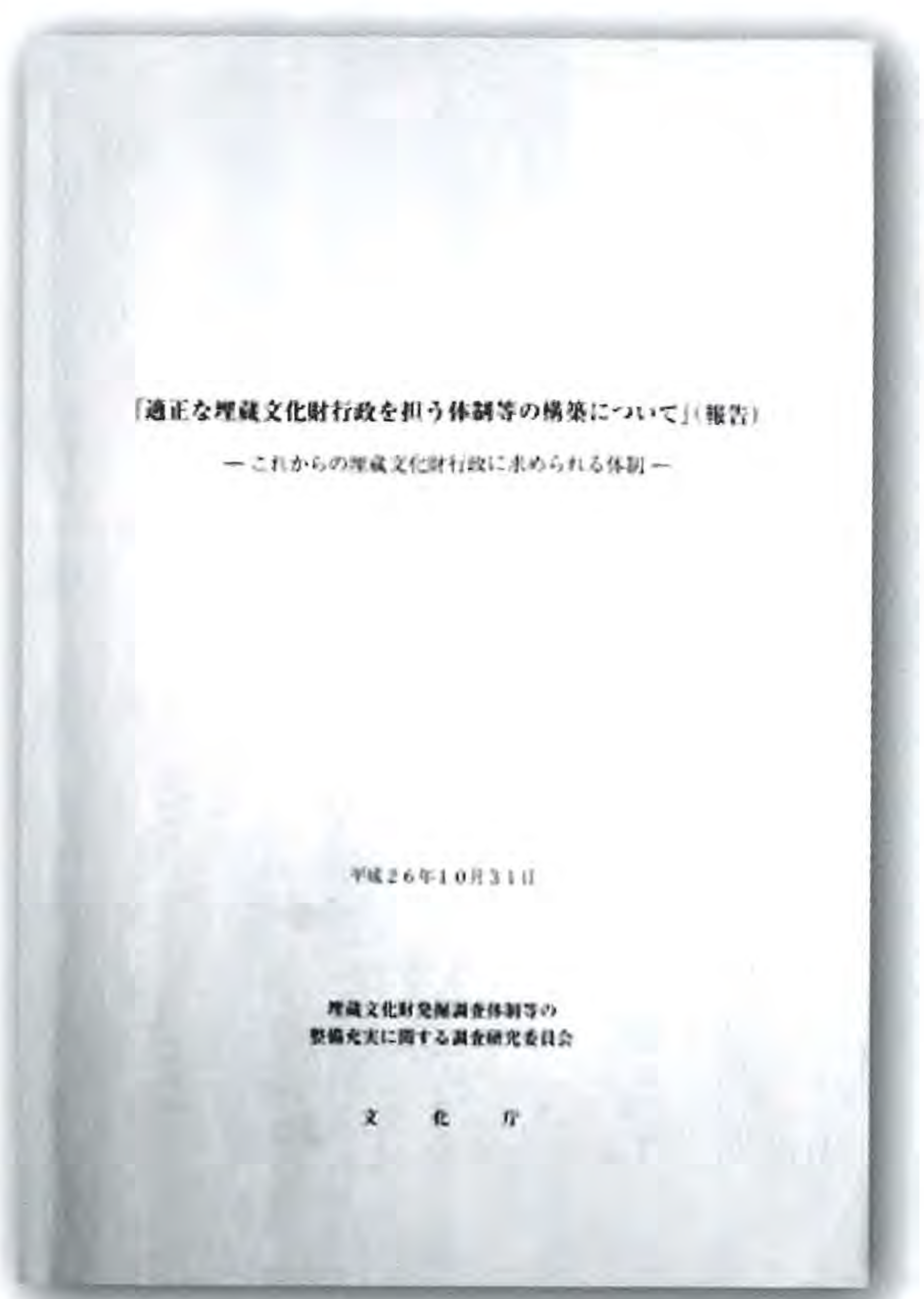
同報告書が民間調査組織を利用した発掘調査の問題として指摘しているのは、①民間調査組織の中には、埋蔵文化財の地域特性を十分把握していない場合や考古学的な専門性が不十分などところが見られる、②地方公共団体が行財政改革の進展に伴い、民間調査組織の実態が十分認識されないまま利用が進むことによって専門職員の削減が行われ、地方公共団体の体制に深刻な影響を及ぼすおそれがある、③民間調査組織に依存する傾向が強

まった結果、地方公共団体の埋蔵文化財の知識・技術に関する専門性が弱体化し、適切な対応が取れなくなっている場合がある、といったことがあげられています。

また、民間調査組織が調査主体となる発掘調査に関する留意点として、民間調査組織の的確な選択が挙げられており、民間調査組織を選定する際には、登録された民間調査組織であっても、発掘調査の都度、地方公共団体がその民間調査組織の体制と能力の確認を行うのが適切であるとし、民間調査組織の選定は、組織の能力や調査の体制・方法も含めた総合的な評価に基づき行う必要があり、単に経費のみで選定を行う入札方式は適切でない、としています。

さらに、民間調査組織の倒産により、膨大な残務を地方公共団体が引き継ぎ、費用を負担し人員を割いている例があり、その大きな要因は開発事業者の事情により調査期間の短さや経費の低廉さを優先して民間調査組織が選定されていることが考えられるので、地方公共団体は民間調査組織が行う発掘調査に対し責任を持って関与することが重要、と指摘しています。

このように同報告書は民間調査組織について具



体的な指摘を行っていることから、協会ではこれからの民間調査組織の対応について考えるため、この文化庁報告を特集として取り上げ、会長に就任早々の坂詰秀一氏に司会をお願いして「埋蔵文化財と民間調査組織」と題して平成27年6月16日に協会会議室において座談会を開催しました。

出席者

- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| 那波 市郎 (日本文化財保護協会代表理事) | 上野 博司 (日本文化財保護協会事務総長) |
| 橋本真紀夫 (日本文化財保護協会専務理事) | 坂詰 秀一 (日本文化財保護協会会長・立正大学名誉教授) |
| 河野 一也 (日本文化財保護協会理事・技術研修委員長) | |

坂 詰

「埋蔵文化財と民間調査組織」という題で座談会を始めたいと思います。

座談会の主旨は、平成26年10月31日付けで文化庁から埋蔵文化財発掘調査体制の整備充実に関する調査研究委員会の報告が出ました。

その報告のタイトルが『適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について』、サブタイトルは「これからの埋蔵文化財行政に求められる体制」です。すでに平成6年10月にこの調査研究委員会が発足し、中間的な報告は2回出しました。今回の最終的な報告と聞いております。

その中で特に注目されるのは民間調査組織に対する取り扱い方が従来とくらべ発展的に記述されています。例えば埋蔵文化財の専門職員に求められる能力について触れ、その専門職員はどういうものか、あるいは自主体制に関わる問題等です。そして民間調査組織の取り扱いについてです。中間報告には無かった民間調査組織を利用するに際しての留意事項として、行政としてこのような内容の留意事項が総括的に記述されていますね。それらを踏まえ過去の内容を見えますと、平成7年の報告、平成20年の報告に対して、このたびの26年の報告は行政の民間調査組織に対する考え方というのが基本的に変わってきたのではないかと感じられるのです。そういう報告を踏まえて、今後どのように埋蔵文化財における民間調査組織についての意見を交換したらいいかかと思つたのです。

日本文化財保護協会が発足してから10年。十年一昔とは言いますが、現在は当時と比較して大き

く脱皮した。これから大きな問題点を提起できる時にきたのではないかと思います。そこで問題の提起といましようか、このたびの今回の報告に対してどういう点が注目されるのか問題点なのかそれぞれの立場から一言ずつ発言して頂ければと思います。

那 波

今、坂詰先生から概略をご解説いただいたので繰り返しませんが、（埋蔵文化財発掘調査体制の整備充実に関する調査研究委員会の）最終報告を受けて、特に民間に対する位置付け、それと記



録保存と決めた時の後処理の仕方等に関しては、我々が以前から望んでいた形に近いような内容になってきているのかなと思っております。ただ、時々文化庁さんと意見交換させていただいていると、地方分権なので、指針としてはこうだけれども、取り扱いは地方それぞれの権限者によるということなので、やはり地方によっては温度差と言いますか、取り扱いに関して色々な差が出てきています。我々はそこを丁寧に対応しながらより貢献できるような仕組みや体制を整えていかないといけないと思います。全国一律云々ということではなくて、個々の地方に応じた体制を、それぞれ会員各社のご協力を得ながら創っていききたいなというふうに考えております。

坂 詰

対応の実情というものについて上野さんのご意見をうかがわせていただきたいと思います。

上 野

今先生がおっしゃったように今回の報告というのはかなり民間の扱いについて踏み込んだ具体的なことまで書かれているなということを強く感じています。今回の報告の元になった平成20年3月の「今後の埋蔵文化財保護体制の在り方について」（報告）に対しては民間活用というのを単に行政の補完的、支援的な業務から民間調査組織が主体になるということまで含めた対応をここで述べられているものですから、基本的には協会としてはこの報告を評価し歓迎するということまでこれまで臨んできました。具体的な協会の対応としては、年に4回、各都道府県に行きまして地区懇談会、会員懇談会を開催し、ここでこの20年報告を

受けて当該都道府県が地方分権に則りどういう方針でおられるのかということをそれぞれの文化財課担当者にお話しいただき、懇談を行なって協会から行政に具体的なお願いをする、ということをおこなってきました。

さらに今回出ました報告についても、全体としては民間活用を幅広く行うという前提に立って行政の監理の在り方だとか民間活用の問題点などを指摘されていますので、基本的には歓迎しこの報告に沿って協会は対応するというふうに考えております。具体的には去年の10月にこの報告が出て直ちに協会で検討会を開始し、翌月の11月には静岡県で開催の会員懇談会で協会として今申し上げたような評価だとか今後の取り組みを表明しました。協会は積極的にこの報告に沿った対応を取るということとで現在活動しているところです。



坂 詰 秀 一

坂 詰

今回の文化庁報告は評価されるというお話がありましたけれども、現場で色々対応されている河野さんいかがでしょうか。

河 野

そうですね、その前にここまでに至る前のこと

をちょっとお話ししたいと思うんですけど、発掘調査は民間会社ができるまえば、大学とか行政とか、大学であれば学術調査、行政でしたら行政調査、と言うように大学の先生とか高校の先生達が調査会・調査団を組織して対応して調査を行ってきたわけです。その後は県埋文センター（事業団）、郡市埋文センター、市埋文センターなどが地方の調査をやってきたんですけども、平成9年から12年にかけて発掘事業量の減少と、行政内のいわゆる団塊世代の退職が始まり、埋蔵文化財担当職員の減少に対して補充されなかったことから民間が調査を行うようになったように思います。

民間調査会社について、文化庁が考えているように、遺跡調査・整理の質が十分に保たれているとか、遺跡の記録保存について、どのように考えているか問われていると思います。埋蔵文化財に対してしっかりした考え方と技術を示せば民間を受け入れてくれるのではと感じています。その中で平成7年・20年と今回の平成26年に出された調査体制の指針は、民間活用を社会全体の流れとして受け止めて良いのではないかと思っています。

それからですね、質の問題ですけども、それは会社が持っている実力、それから個人的な実力ですよね、結果的には個人の力が大事だと思いますので、そういう力を業界としてレベルアップしていくということですかね、そのことを私はこの業界にいて常に考えていることでして、底上げすること、それを認めて頂いてちゃんとした記録保存ができることを、文化庁とか行政の方に理解し

て頂くということ、そういう姿勢で臨みたいなというふうに思っております。

地域性や専門性の問題への対応

坂 詰

調査の流れを踏まえながら希望的な観測を述べられたわけですが、専門性の問題を地域の皆さんはどのように感じておられるのでしょうか。

那 波

地域性というのは、例えば鹿児島であれば桜島のシルトがどうか、関東であれば関東ロームはどうか、色んな指標があります。そういうことを良く解っていないと、いきなり行ってもなかなかきちんとした発掘は出来ないというようなことが地域性だと思います。それは我々も各地域で地域に根ざした協会の会員が育って行くことと、大きなプロジェクトがあつて他地域から行った時も行政の指導の中でそういうことを学びながら調査を担えるようになっていくという、そういう意味で質の向上を目指して行く必要があると思うのです。

ただ、この報告の受け止め方は制度的にかなり地域差が出てきているというのはあると思います。我々から見ると先進的な所、まだそうでもない所ということですが、しかし、行政の方からすれば別に先進でも後進でもなくて自分の所は自分の所の方針でやって行くことなので、例えば地域によっては重機とか作業員以外の支援業務では、民間を全く入れていないという地域もまだまだたくさんあります。一方で、いち早く92条的

に使っていただいている所もあります。そういう意味でかなり地域差があると思います。ただ我々がそれぞれの地域に合わせながら対応している、やはり一番大切なのは地域によって色々技術的に必要なことがあるので、今河野さんがおっしゃったように他の地域でも調査を担えるような調査員や調査会社を地道に育てていくという体制を構築しながら、まだ民間をそれほど使わないと思っていられる行政にも少しずつ理解を求めていきたいというふうに思っております。

坂 浩

地域によって、例えば九州における土壌の問題を全く知らない関東の人が行っても調査できないだろうという批判がでてきているんですね。

それを逆に言えば関東の独特の火山灰層を掘るのに関西の人が来てもできないだろうという問題もあると思うのです。だから地域性に密着した特性というのが求められているんですね。ところが埋蔵文化財は地域的な特色があると同時に基本的には同じようなものですから、今度は地域をもとにグループピングし特色を持った会社を依頼していく地域差の問題があると思うのです。

上 野

先ほど平成20年報告を大変評価をするということとを申し上げましたけれども、20年報告では地域性の観点から行政による民間の監理が次のようにうたわれています。

「地域における発掘調査実績の少ない民間調査組織が発掘調査を実施する場合、その遺跡の立地条件や環境に適した作業方法の選択やその遺跡周辺および地域における既往の調査成果等に基づく

遺構だとか遺物の適切な評価を行なうために地方公共団体による技術的な支援・指導が特に必要である」と。

地域差の問題には行政の技術的な支援・指導が必要だとする文化庁の指摘は我々民間にとって大変心強いものですが、今回の報告では行政の支援・指導に関しては記述がなく、民間に関する問題点として、地域性を十分把握していないことや考古学的な専門性が不十分であるといった民間の調査力の問題、民間の実態が十分に認識されないまま活用が進むことによる地方公共団体の体制に深刻な影響を及ぼすおそれがあるという問題、99条調査でありながら報告書作成まで民間がこなっているいわゆる92条の問題、民間会社の倒産により行政にたいへんな費用と手間の負担をかけることになる民間調査組織の経営基盤の不安定性、脆弱性による信用力の問題、といったものがあげられています。

地域性の問題については20年の報告にあるように行政の支援・指導のもとで民間の調査力を育成していくことと、先ほど那波さんがおっしゃった地元の会員会社を育成して、地元で対応できる体制を作っていくという、この2つが地域性への対応と考えています。

那 波

今、現状自体を大きくグループピングすると全国とは言えないけれど、ある程度地域をまたがってやる会員会社と地域の中に密着している会員会社、計測とか作業員とか重機とか色々ありますけれども比較的支援系中心の会員会社と、理化学分析をやれる会員会社、この業界はそういう会員で

成り立っているわけです。

地域をまたがってやるような会員会社というのは、地域の中では収まらない大きなプロジェクトがあつて、特にこの2、3年は大きな高速道路が来る、新幹線が来る、それから広域の国道が来るとかいうような場合に行っているという形なので、そういう場合の我々の努力としては、土地を知らない調査員が行くのであれば事前に周辺の報告書等を用意して勉強しておく。行ったらまずそういう行政のご指導を受ける。または担当者にそういうことをまず指導していただく、というような努力をしながらやっていくということ。また、そういう普段出ている県内の業務などがある程度はできるような地域会社が各地域で育ってくるということ。こういう2つの中でできて行けば一番良いのかなというふうに思っております。

坂 浩

問題点は広域調査と地域調査と、2つを考えるといいいけないと思うのです。それから支援調査の中に色々な形があると思いますね。単に労働力を提供する場合と特殊な研究体制をサポートする場合の2通りあると思うのです。その2通りの場合をともに広域地域調査に合体していく。広域調査の場合には地域に根を据えた会社では難しいと思うのです。その場合にはどうしても総合的な調査体制を持った会社があるということになると思うのです。地域調査の場合には、その地域に特化した、その地域の特性をご存知の人々が集まった会社が調査を行うという二つに大きく分けることができると思うのです。それは支援調査に入れておいてもいいのではないかと、自然科学の調

査は広域調査の場合、地域調査の場合にも必要ですから、それぞれ遺跡の性格に応じて分担する、支援というよりも協力体制をもっていくことになると思うのです。

ですから今お話を伺っていて感じたことは、全体の調査対象を地域的にフォローできるような大規模な調査体制を持てるような会社、それから地域に特化して、地域の調査に万全を期することが出来る会社の2つに分けられるのではないかと。それぞれの特性を今後持っていかなければいけないか、これが文化庁が指摘している地域性の問題じゃないかと思うのです。その指摘を民間調査組織として真正面から受け止めていく、対応していくということが必要ではないかと思うのです。この問題に対して専門的にやってこられた河野さんいかがでしょうか。

河野

そうですね、ちょっと視点を変えて欲しいんですけど、学問的なことから言うんですね、地域性もあるんですけども、時代とか遺跡の性格とか色んな問題があるわけですよね、その中で若い人たちは自分のやりたい時代をすごく望んでいる人もいます。そういう意味では縄文時代であつたら関東にこだわるんじゃないかって東北から関西まで、広い視野で縄文をやってみたいという人たちもいるはずですよ。

そういう人たちを協会としても、会社としても育てたいというのはあるんですね。地域性を知るために、全国的な視野で見ないといけないこともあります。それは分析でも同じだと思います。それはさっきおっしゃったように、会社によって

違うと思いますけども、そういう人たちを私たちが育てることによって、文化庁・県・市町村の方々と共同して、学問的に充足することにつながると思います。

その地域性だけではなくて時代性とか遺跡の性格、古墳とか集落・官衙・寺院を含めて色んな専門分野がありますので、そういう意味で協会・会社としても、専門性に対応できる人材を業務の中で育てていかなければとも思っております。それは、行政側でも担当者に専門性というか、近世遺跡・低湿地遺跡・他の経験者を望んでいることもあります。

坂詰

会社は教育機関では無い、と思うのです。育成機関でもありえない。会社はやはり設立目的に沿って、利益を上げることが必要である。教育はすでに終わっている、即戦力の人が社員であると考えているのですから、大規模な会社でしたら河野さんがおっしゃったようなことも可能だと思うのです。

ところが規模の小さい会社とかあるいは地域性に富んだ会社だとそれができるかという問題点が出てくる。埋蔵文化財の調査は旧石器時代、縄文時代から江戸時代にまで基本的には同じで、時代によって調査方法が変わる、遺跡の種類によって変わる場合もあるに過ぎないんじゃないか。基本的に考古学的な調査を学んできたという前提に立つ限りでは、江戸時代の遺跡を掘る場合でも縄文時代の遺跡を掘る場合でも同じだと思うのです。よく言われていますが、旧石器時代専門の学者が江戸時代の遺跡を掘って立派な業績を上げている

人はいっぱいいるわけですね。ですから時代による専門性は民間会社の場合にはあまり打ち出せないんじゃないかな。文化庁でもそういうことは求めているんじゃないか。やはり埋蔵文化財の調査対応が可能かどうかということを前提にして提起されているんじゃないかと思うのです。大きな会社の場合ですと育成も重要だと思うのですが、調査をやりながら実を上げ育成をしていくことこそ今後に課せられた課題であると思いますね。そうしますと提起された民間調査組織の対応についてはどうでしょうか。



那波市郎

那波

私は基本的な在り方としては高く評価します。その中でそれぞれ上野さんが言われたような色々な指摘もありますし、地域差もありますので、それは我々が丁寧に対応して行かなければならないという。今、坂詰先生がおっしゃったのは我々の業界だとなかなか教育だけに社員を3年とか4年も費やす訳にはいけないので、当然新卒で採ったとしてもある程度現場に入れながらOJTみたいな形でやって行く訳です。そういう中で基本的にはどんな遺跡にも一定に対応できる資質を育て

るというか、そのようになって欲しいというふう
に思っています。ただ会社としてそれぞれ特色を
出す時に自分の会社は貝塚を掘った経験がありま
すとか、大きなかまどを掘った経験がありますと
か水中遺跡とかそういう遺跡を掘った経験があり
ますというのは一つの売り物になるので、そうい
うことは今河野さんが言われたようにやはり会社
としても考えながら色々なことを経験する社員を
何人増やしていくのかとかいうことが必要だと思
います。

また、営業戦略的な資質の向上というのは当然
なので、それをどういうふうに営業戦略上アピー
ルしていくのかという形では、それぞれの会社で
お考えになっていらっしゃると思うのですが。基
本的にはやはり調査会社は地域に密着しようと広
域的にやろうと、先生がおっしゃるようにどの時
代でも掘れる基本的な素養のある社員を育てて来
て、そういう人間を数多く抱えていくというのが
目標だとは思っております。

民間調査組織は調査力のアピールを

坂 詰

実際問題として大学卒業してすぐ会社へ入っ
て仕事ができるかというところではないのではな
いか。各大学で考古学の研究養成をやっています
けど、一昔前は、あらゆる種類の遺跡を大学生の間
に経験させようと、規模の小さい発掘もやってき
たわけです。ところが最近では、考古学実習を必修
にしない場合もあり、教室で単位だけもらって考
古学専攻ですと言って会社に入ってきた場合には

即戦力と言いつても、ある程度育成する面も会
社としたら加味しなければいけない。この場合は
大きな会社の場合にはそれができるけれども小さ
な会社ではそれができないという問題点も含んで
いる。文化庁の提起は評価できるし、今度民間側
で受けていく場合、出来ることと出来ないことが
あると思うのです。今後「民間調査組織の調査
力」というような形でアピールしていったらどう
か。この調査力が埋蔵文化財の発掘調査だけでは
なく、埋蔵文化財の対応の姿勢を含めて考えたら、
以後行政へのアプローチの仕方も多方面の内容を
含んだ調査力の有無が今後求められるのではない
か、と思うのです。ですから調査力は現場の埋
蔵文化財に対する発掘調査だけではないというこ
とになります。掘ればいいんだということではな
く地域における埋蔵文化財の在り方を十分に、行
政側とタイアップしていくことが求められていく
のではないかと。その全体を総括して、調査力とい
う言葉で表現したらどうだろうかと思うので
す。

那 波

先生から「調査力」という良いネーミングを頂
きました。私は代表理事をやらせていただいてい
て挨拶のたびに我々の資質の向上をはかるという
言い方をしていました。それで行政の良きパート
ナーとなって行くのだという言い方をしていたの
ですが、先生がおっしゃった民間調査組織の「調
査力」って言ったほうが非常に皆さんにわかりや
すいと思います。少
し話が戻りますが、これは別にこの業界だけでは
なく、どの業界もそうだと思いますが、先生がお

しゃったように考古学出身の学生さんを探らせて
いただいても、当然ながら最初から戦力になるこ
とはあり得ないわけで、特にこの業界だとやはり
ある程度現場の場数を踏み、経験していかないと
現場の指揮者の片腕になるのも3、4年ぐらいか
かり、指揮者になるのには10年近くかかるのでは
ないかなと思います。これは河野さんが一番お詳
しいと思いますけども、そんな感じかなと思って
います。ただそれは民間の会社としては当たり前
で、これは別に埋蔵文化財をやる会社という意味
だけではなくて、どの会社でもそういう形で人を
育てていると思うので、そういう育てられるノウ
ハウがある。かつ当然先生がおっしゃるように営
業的に仕事も取り会社を運営して行くっていうの
が民間の役目ですから。そんな形の中で、先ほど
先生が言ったことの繰り返しになるのですけれど
も、全国どこに行っても基本的にピシッと対応し
て掘ることができる、ゆくゆくは「調査力」の
中に色々な意味の住民対応とか将来の記録の活
用に関することとかそういうようなことのアド
バイスができるような、そういう調査力のある調
査員がいれば非常に行政に信頼されて繰り返しご
発注をいただいたりとか相談を受けたりとかいう
ような存在になって行くだろうなという。今はま
だまだそこまではなっていない、そういうほうに
向かって一歩ずつやっていかないとけないなと
思っています。

上 野

そのために協会は資格制度を設けたわけであ
ね。さらに研修制度や継続教育制度を設けて、大
学を卒業しても最低4年間は現場での実績が無け

れば受験資格を与えないという制度で民間の調査力を育成しているところであり、この制度をきちっと充足させて個々人の調査力の向上が図られていくということだろうと思います。

坂 詰

資格制度問題についてですが、この制度がご承知のように色々と論議を重ねられてきているわけですし、国家的な資格ではない、国でもなかなか考古学関係の資格というのは出来ない。水道工事とかダム工事とは違うわけですね。そこに大きな問題点があると思うのです。そこで考えられるのがインターンシップが埋蔵文化財、考古学ではできないのか。これができればある程度まで、大学で学びながら自分の進むべき方向性に対する理解も深まっていくのじゃないか。これについては後ほどまた論議していただきたいと思いますが、現状ではまだまだ問題がある。ただ協会として努力をしていくことが必要だと思いますね。



河 野 一 也

河 野

そうですね、先ほどお話ありましたように、まあ一人前になるには3年とか4年は、発掘調査の手引きにあるようにですね、基本的な土層が見れ

たり、図面が描けたり、写真が撮れたり、測量ができたり、基礎的なことを身に付けてほしいですね。

大学で経験してきたと思いますが、それが実践の場でどれだけ生かされるかっていうことがあると思いますが、基礎的なことを1・2年で習得し技術を身につける。次は調査力っていうか技術力を高めていただいて、土層を見る目、遺跡を見る目、理解することですね。出土品についても遺物を見る目ですね、それによって縄文時代とか弥生時代とか古墳時代だとかがわかるわけですから、それを図面と写真で表現して文章化するわけですから文章力ですね。そういうものを含めて調査力を高めて、一人前の担当者に成っていくわけです。報告書作成までを含めて向上していくっていうことだと思います。

支援業務ですと遺物、遺跡を見る目で終わるんですけれども、考古学は最終的には原稿を書くことまで考えて調査をしていくってことだと思います。それには基礎的な勉強も結構長くかかると思います。遺物の何々式土器って覚えるだけでも結構大変だと思います。それはいろんな時代があるわけですから、いろいろな時代を掘ることも必要で、その業務の中で勉強して成長することだと思います。それで報告書1・2・3冊ぐらい作成すると一人前になるのかなっていうことです。たとえば、支援業務であっても遺跡に対して、そういう心構えで臨むことが大切だと思います。

それからもう一つ報告書の問題っていうのはやっぱり現場にいた人だけが理解出来るんじゃないかって、そこにいた調査員と同じ追体験できるよう

な報告書っていうことですので、それこそ基本的には遺物・遺構の事実記載から地理・歴史的環境、地域性を記述し、最後に担当者としての遺跡の評価をまとめに書くというような、方向性を考えながらやるべきだと思いますね。

坂 詰

発掘の技術力についてですが、調査から報告書の作成まで問題がありますね。基本的に遺跡遺物の用語を理解していない報告書も氾濫している。それから引用している文献ですが、例えば先ほど地域性の問題が出ましたが、その地域においてどうしても参考にすべき文献が入っていない、欠落しているものも多い、また考古学研究の最も基本的な内容が理解されていないような報告書もある。ですから最初に基本的なことをやらなきゃいけない。考古学は実験的な科学ですから、経験を踏むことも重要であるけれども、先輩のやったことを十分理解しないで進むと、用語の問題にしてもなかなか現状にそぐわないような用語を使ってしまうこともある。例えば一つの土器形式にも、その土器の形式がいったいどういうような学史的な背景を経て認識されているのか、またそれがどのような性格をもっているのかということを経験と押さえた報告書はなかなか見当たらない。掘った、どこで、こういう遺物が出ました、どこからこういうものが出ました、それだけが報告書の中に載っているのが多いんですね。それは発掘調査の報告書としてはそれで済むかわからないけど、報告書は歴史を編むための素材であると言われてきたように、全体の流れの中で調査した遺跡の位置づけを明確にしなきゃいけない。そのため

には技術も重要だけでもその前に基礎的な方法が重要だと思うのです。考古学の方法論を十分理解してもらったことが重要。それはすべてにあたって理解しているかと言えば実際そうではない。発掘調査を大学の教員が学生を教育できるかと言うとそうもいかないですね。教員だって万能じゃありませんから、例えば古墳を掘ったことのない教員が古墳の指導をすることだって在り得るわけです。だからそれを言えばきりがないんですけど、

まず基本的なことだけは十分理解してもらって、それは報告書を見ればすぐわかります。引用文献見ただけですぐわかります。卒業論文見てきたことでもありますけど、だいたい報告書は、はしがきと結論だけ見れば内容がどういものかほぼわかります。時間を要しません。考古学には考古学のセオリーがある。そのセオリーを十分踏まえてやった仕事はすばらしい。かといって、そのすばらしい要素を持ちながら諸般の事情で発展できない報告書もあるんです。おそらく経済的な理由か時間的な理由、そこで止まってる報告もある。これは残念だなと思うわけです。色んな要素を兼ね備えて提示されるのが報告書。そういう問題も今後検討していくことが重要、さらに報告書の出版に至る過程がある。水道工事の報告書だと、どこを掘ったらどうだ、なぜだとわかっているんです、あとは水漏れしなければいいわけです。ところが考古学の場合そうではない。先ほど指摘がありましたように、誰が見てもその報告書が一つの素材として活用できるような内容を持たなきゃいけないです。極端な例を言うと、一つの土器の個体のかげらが上下逆に製版されているなんていうのはこ

れは問題です。これは理解していない証拠なんです。そういうことが一つ一つ指摘されるかもわからない、そんなようなものも踏まえて、現場の理解力というようものを民間調査組織が持っている。ここまで調査力があるんですと示していきたい。

那波

優秀報告書の話はそれを目指しているわけですね。



上野 博 司

上野

その通りです。しかし優秀調査報告書に応募する会社というのは固定化しつつあり、全国展開をしている大規模会社が主になっているのは事実ですね。これは単に会社の能力の問題というのではなく、地方公共団体による民間活用のある方が大きく影響しています。民間活用というのは全国的に見て非常にばらつきがあり一様ではありません。報告書は民間に作成させないというところからたくさんあるわけですね。報告書作成にかかわれない民間会社が結果的には差別化されていくという現実があります。このように行政の民間活用の

あり方によって民間が差別化されるということのないようにしていくのが私どもの協会の役割だろうと思います。先ほど先生がおっしゃった大規模会社といわゆる地域に特化した会社が相反する、あるいは上下関係となるようなことは非常にまずいことで、両方が並立してお互い高めあっているような状況を作っていかなければなりません。

地方公共団体には地元企業に金が落ちるようにする、というきわめて現実的な要請があるわけですから、地元企業の育成は不可欠で、このために全国規模の会社と併用して地元企業を活用していくということがたいへん有効な方法と言えます。中国地方のある地方公共団体ではすでに、地元の会社と全国展開している会社と一つのセットにして、セット単位で競争させて仕事を委託していく方法が採られています。うまいやり方だと思います。

全国規模の会社と地域に特化した会社は相反するものではなく、地方公共団体の発注の仕方によつて地元の育成と民間調査力の向上がはかれるということだと思います。

今回の文化庁の報告では地方公共団体の発注の仕方について、民間調査組織の選定は単に経費のみで行うのではなく、組織の能力や調査の体制・方法も含めた総合的な評価に基づいて行う必要があります。単に経費のみで選定を行う入札方式は適切でない、としています。

地域に特化した会社が地域の特殊性を補い、全国規模の会社が総合力を発揮して行えるような発注の仕方を地方公共団体に求めたいですね。

協会ではこの10年来、総合評価方式の導入を埋

蔵文化財行政に求めてきましたが、この点でも今回の報告は高く評価することができます。具体的な対応はそれぞれの都道府県の今後にかかっているわけですが、地方公共団体が総合的な評価に基づいて民間調査組織の選定を行うよう文化庁の指導を切に願いたいと思っています。

協会が10年前に会員76社でスタートし、現在84社ですから民間調査組織はこの10年でわずか8社しか増えてないように見えますが、この間に38社が退会しており、新規入会は46社にのぼっています。実に会員の半数が入れ替わっています。退会理由の主なものとして倒産や採算性の悪い埋蔵文化財事業からの撤退があげられますが、一方で協会が平成22年から統計を取るようになった会員の文化財部門の売上高を見ますと、平成22年が160億円で平成27年が213億円と、この5年間で売上高が33%増えています。

このように民間会社の淘汰と民間市場の拡大と同時に進む中で地元企業の育成を図っていくには、地方公共団体の民間調査組織選定の方法や監理のあり方はたいへん重要になります。

坂 詰

報告書を一貫して作成する場合と、報告書の作成にはタッチ出来ないという例があるというお話が出ましたね。本来は、報告書は発掘した人がまとめるべきである。それは行政の指導、名目のもとに出すべきもの。それがチェックされる場合があるということも聞いております。それはそれぞれの各地方行政体の担当者の考え方だと思うのです。これが地方行政の、民間調査組織に対する理解を深めてもらいたい、というご指摘にもつなが

ると思うのですね。一般には、建築業界ではジョイントでやりますよね、埋蔵文化財調査でもジョイントがあってもいいんじゃないか。民間会社同士がそれぞれの特性を踏まえた地域的な会社、全国的な規模の会社が参画すると。ジョイントだと思っんです。そういう形に地域の行政体がどう理解してくれるか問題になる。地域行政体、地方の行政体が民間調査組織に対応する考え方を少し深めてもらうということが現実に対する一つの深まりになるんじゃないかと思われます。そういうようなものを総合して、例えば調査力が良いか悪いかはともかくとして、すべての会社が発掘から報告書の作成までできる調査力を持つ会社と、それぞれの地域における特性を持つ会社とか、いくつか類型ができてもいいような気がするんです。全体を備えまして協力する、特殊技能を持った会社の存在も必要じゃないかと思うんです。そのようなことを考えていきますと、支援体制と言っていたわけですけど、発掘調査を主体とする会社と、その、支援するというのではなくて、協力態勢で調査を行うという会社をセットで考えていくことが今後の民間調査組織の調査力に結び付くのではないか。行政調査の場合なかなかそれが全うできない場合があるわけです。その点民間調査の場合ですと、その両方を兼ね備えることが可能じゃないかと思うんですね。このような問題について、今まで業績を上げてこられました実態を踏まえまして、コメントをいただけますか。

民間調査組織の実態を行政に知ってもらう努力を



橋 本 真紀夫

橋 本

民間調査組織は、日本文化財保護協会の会員会社だけでも84社あります。これらの会員会社が国内の民間調査組織として、全国で発掘調査事業および関連する業務を展開しています。依頼者である行政側は、これらの会社を指名し入札を行い、入札金額によって決定されているのが現状です。

ここでコメントしたいことは、行政側が指名を行う時の選択条件をさらに精度を上げて適合する民間調査組織を選択してほしいことです。そのためには民間調査組織の実績や性格、専門性や調査能力などを自ら図りやすい状況にする必要があります。日本文化財保護協会が毎年発行する「要覧」には、会員会社の内容が示されておりますが、会社の個性や調査能力を図る情報は少ないと思われる。それぞれの会員会社が独自に民間調査能力を知ってもらう努力や、日本文化財保護協会のような業界団体が「要覧」以外にも工夫、検討が必要で

依頼者である行政側には、もっと個々の民間調査組織の個性や調査能力を知っていただく必要性や、これらに基づく選択的指名の実施を望みたいと考えます。

坂 詰

特性をはっきりさせたほうがいいんですか。

橋 本

そうですね。

坂 詰

総合的に調査していく場合の資質条件になるのではない。すべてにわたって実施することができる会社が必要かと言えば、必要でない場合もありうるわけですから、それを臨機応変に相談して考えていく、その判断をするための調査力とを協会がイニシアチブを取ってやってもらえれば、行政の理解が深まるんじゃないか。

橋 本

調査力を区別できにくいといえますかね。

坂 詰

それぞれの会社が持っている調査力を発揮できていないというわけですね。

那 波

先生がおっしゃるように、基本的にはやっぱりそういう組み合わせ、みたいなことをもともとと民間側がアピールして行く、例えば今、民間に関心を持って使おうと思っている行政でも、我々の協会の名簿を入手して、84社載っていてもそれらがどういう会社がよく解らない。例えば橋本さんの会社なんかは比較的是っきり解るのですが、そうではなく例えば九州のある県で遺跡があって、それがかなり大きな遺跡で、しかも特殊な遺

跡だった場合。それでは県に根ざしたこの会社と、全国的に大きなものができてしかもそういう特殊な遺跡をやったことのある調査員を抱えている会社がこういうふうに関係を組んでやる。それといわゆる協力態勢で、文化財の中でも、埋蔵文化財の測量に大変特化しているこの会社が組んで、化学分析を含めてこの4社が組んでここでこうやるとか、そのようなことをどんどんやっていけば、行政側もはつきりするわけなので、ここは自分たちが全部やるから、化学分析だけ頼めばいいんだというようにすることであれば、協会員の中からそういう会社を選べば良い訳だし、ここは大規模なので行政だけでは発掘できないからそういうことができる会社を選びたいと言うのであればそういう会社を選べば良い訳です。というようにことをこちら側もアピールしていかなくないし、アピールするためにはみんながそういう形の組み合わせで応札していくような形で、ある程度お互いにWin-Winの関係で組み合わせられるような仕組みを作ってかなければいけないだろうかと、いうふうには思うのです。

それでさっき先生がおっしゃった基本的に考古学、埋蔵文化財についてのセオリーがあるのだと、これは僕大変大切なことだと思うのですが、これも、ただですね、実際に見てそれを今指導できるとするのは50代60代ぐらいの方々じゃないとできないのかなって、だからそういう意味で、河野さんみたいな方は民間にいて頂ければそれはいいのですが、そうじゃない会社は、やっぱりそういう（実際に見て指導できる）方、行政を60歳でリタイアされたような方をお招きして、そういう

ご指導をしていただくような立場の方を創って行くっていう形で調査員の資質を上げて「調査力」を高めていくってことをやって行かないと多分こういうセオリーを、30代とかそれぐらいの職員に求めても、そもそもそれが解らないというような気がするのですが。

坂 詰

そうですね、経験がものを言う分野ですから、それぞれの会社が自己の会社の特性を活かすために、経験力のある人はどんどん入れていただく第一のグループ。リタイアされますと、全く考古学をやめちゃう人もいますし、又、趣味でやる人と3種類に分かれるんですね。趣味でやる人は専任でなくてもいいから、パートでもいいから手伝ってもらって、臨機応変に、会社の規模の大小によりますけれども、3つに分類するリタイアの人を受け入れるということを会社ではやっていただきたいな。それが若い人たちを養成する一つのきっかけにもなるんですね。会社にとっても良いと思うんですね。それから今まで何十年も培ってきた経験力を活かす、リタイアにした人も、さらにそれを活かしていけるというんで、双方にプラスになる。また行政のほうではベテランが入っている会社にも頼めるという、そちらのほうでもメリットがあるんじゃないか、ぜひ調査力を高めるためにも、リタイアした人を活用していただくことが今後の民間調査組織の発展を示すバロメーターになってくるんじゃないか。

上 野

まさにおっしゃる通り行政経験者がその豊富な知見を活かして民間で活躍していただくことは大

歓迎で、例えば資格制度が始まって9年になりま
すけれども、ここ数年、行政をリタイアされた方
がずいぶんと受験されています。しかも県の文化
財課長というトップにおられた方が資格を取ら
れ、民間会社に入られて行政経験を活かして発掘
調査に当たる、あるいはその指導にあたる、とい
うことが現に始まっておりますから、これは大変
良い傾向だと私は思っております。

坂 詰

そういうような方々が会社に入って来られます
と、大学なり大学院を出たフレッシュマンを指導
して、現場の調査ができるんじゃないか。古いつ
て言うとな変な語弊がありますけど、古い方々は最
新の考古学の技術は現場では知っているけれど
も、学問的にはなかなか深められない。若い諸君
は考古学の最新の動向、どういう方向で進んでい
るのかっていう人が多い。そういう人は現場の経
験がありません。だからそういう人とリタイ
アした人がセットでいる会社は将来伸びるん
じゃないか。調査力を持った人員を持った会社に
期待される案件が多くなるんじゃないかという気
がするんです。これも10年間、業界を展開してき
た調査組織に対する期待の一つとして表れてきて
いるんじゃないかと思うのです。

那 波

先生が言われるようにさっきのインターンシッ
プというお話を先生がされて、それからリタイア
というか行政をご経験でご定年になった方々をと
いう、私この、入り口から出口まで、っていう言
い方はおかしいのですが、今確かに個々の人間関
係の中では、インターンシップ的なこと、要する

に大学の講座を持たれた先生のご紹介なのか、そ
れとも先輩後輩の個人的な縁なのかわかりませ
んけども、アルバイトみたいな形で大学生の方、大
学院生の方を受け入れて、その方がそのまま卒業
と同時に就職いただける、というのはいくつか
聞いているのですが、もう少し制度的に、インター
ンシップという制度を使って、この協会と大学が
安全だとか労災とかいうことに関して一定の協定
を結んでおいて、あとはどの会員に行くかという
のは、自分が好きな会員会社とお互いにマッチン
グして行くというような制度を作っておいて、イ
ンターンシップから出口までっていうのですか、
そういうものがもう少し制度的に構築できればい
いのかなど、いうふうには思っております。それ
とあまり制度はいろんな意味で作りにくいことが
あると思いますので、制度っていうことではない
けれど、やはりもつとリタイアされた方を受け入
れる。実際にそういう流れはもうこの4、5年く
らいから始まっておりますので、この流れは太い
流れになって行くのではないかな、というふうに
は思っております。

坂 詰

インターンシップというのは、他の分野でやっ
ておりますけれども、どうも埋蔵の場合はあまり
やっていないと思いますね。ですからこの問題を
深めていくということも必要なんじゃないかな
と、いう気がしているのです。各大学との対応で
そういうような問題が実現できますかね。

那 波

やるとすればですが、先生もご存知のように今
埋蔵文化財、考古学ではなくて他の分野では、イ

ンターンシップというのはものすごい勢いで理系
であれ、文系であれ、証券会社やファンド会社に
インターンシップで行ってとかインターネットの
会社に行ったとか、いうのはいっぱい聞いておる
わけですけど、それは制度として多分大学がイン
ターンシップ制度を取って、それも単位になるの
かどうかは知りませんが、そんな形でやっ
ているというのを聞いているので、そういう制度
の中に考古学の講座も組み込んでいただいて、特
に考古学の場合には比較的現場に出るということ
があるので、労働災害とかそういうことがあると
思います。それはこの協会がたまたまというか、
公益的な社団という形になっているので、そうい
うものをインターンシップの各大学さんとの協定
の中で担保した上で、あとはチームで会員の中の
好きなって言うかお互いに合う会社に行ってい
たくと、いうような、こういうのはいわゆる大学
が持つてらっしゃるインターンシップ制度を考古
学の講座も活用いただけるというような形で進め
ていただければ、もう先例があるわけですからや
りやすいのではないかなと。ただ、こちら側から
もまだ積極的にそういうもの（インターンシップ
制度）の働きかけは、個々の先生と個人的にお話
したことはあるのですが、制度としてどうなの
だろうということはあまりお話ししたことはない
ものですから。

坂 詰

この問題は、いつくか問題点があると思うん
です。例えば大学側でそれをやりたいと思って相
手方の会社がどういう会社かわからないと、ちゃ
んと手続き取れないわけですね。皆さんに聞きま

すと、例えばABCの会社が、それぞれ大学で求めている考古学的な調査研究に対応できるような施設があるのかどうかと、それから担当者が常時用意できるのかどうかと、というような問題があると思うんです。特に施設、設備の問題が大学側は気になる点です。会社によつては立派な施設を持つているところもあるし、そうでないところもある。10年間の成果を踏まえまして加盟している各会社が持つている特性を調査力だけでなく、実際の整理能力、教育能力というものもアピールできるような内容で作つていただくと、良く分かつてくるんじゃないか。ぜひこれ実現できればと思うんですけども。

那 波

それは会員84社全社がインターンシップを求める訳ではないですから、先生がおっしゃったように、じゃあインターンシップを求める20社が、自分のところをアピールする書類を作つていただいて、それを各大学に提示して、その上であとはマッチングですね。こっちが強制的にこの会社に行けとは言わないので、訪問していただいて、お互いにマッチングして、良ければそこに行つていただく、そういうスタイルになればいいのかなと思つております。

坂 詰

10年の歴史を踏まえてやっていただければと思うんです。人文系ですから、自然科学系がすごく弱いんですよ。ですからサンプルの取り方も難しいと思うんです。若い時分に、例えば熱残留磁気サンプルを取り始めた頃です。サンプルを取る方法をいろいろ渡辺直経先生が考案しまして、私も

お手伝いしました。でもサンプルを提供するまでは人文系の人ですが、その後どうやっていくのかわからない。だからそういう点についても人文系の学生にわかるような指導がほしいですね。インターンシップも必要じゃないか。それを受け入れてくださるところがなきゃどうしようもないのですが。今後日本文化財保護協会として情報発信をしていただければありがたいと思つています。

河 野

そうですね、色々なことを含めてですけども、大学で同じ考古学を専攻して、それぞれ民間であれ行政であれ就職するわけですけども、結果的にはですね、遺跡を守るということですよ。

埋蔵文化財の最大の目標は調査しないで残すことです。調査をしてやむなく消滅してしまう遺跡を記録保存するわけですから、それには技術力と調査力を含めてですね、行政側にいようと民間であらうと遺跡を守つて記録するということですね。お互いに理解し合つて、協力して後世に形として残していきたいな、というふうに思いますね。それから、若い人たちが、アルバイトとか嘱託で甘んじていることが多いと思います。昔は考古学では飯が食えないと言われていましたが、未来は考古学で飯が食える時代にして、考古学を専攻する学生が増え、社会的地位の向上を含めて、その受け入れ口として民間会社もあることを発信して行きたいと思ひます。

坂 詰

そういうような問題に対して協会はこういうふうに今後展開していったらいいのか。例えばインターンシップなんかは重要ですよと、それから調

査のほうでJ・Vも必要ですよと、いうようなお話があつたのですが、それを踏まえて、調査力を高める方法、相対的に高める方法は上野さんのようにお考えですか。

上 野

私は協会が創立以来、埋蔵文化財の世界はPP（官民連携）ではなくPPPP（官民学連携）だということ言つてきました。民間のプライベート、行政のパブリック、大学等研究機関のプロフェッショナル、この3つがパートナーシップを組むことにより埋蔵文化財全体の調査力を上げていくことが重要だと申し上げてきました。

例えばインターンシップの問題についてですが、大学では発掘調査の実習が無くなり、卒業しても発掘調査ができない学生がいる、といった話を最近よく聞きます。民間が受け入れるインターンシップでは学生に調査の現場で実際に立たせて、発掘調査をさせて指導するという現場での実務経験を積ませるのがインターンシップの一番の核心だと思ひます。

行政の指導のもとでやる99条調査が主流の民間調査組織がインターンシップを受け入れ、現場に学生を入れるためには当然行政の了解を求めて行うことになりましたが、行政にその理解がなければできません。

民間活用がまだまだ十分に進んでいとは言えない現状では、民間調査組織の導入についてすら行政の理解を得ることに相当なエネルギーを費やしているのが実情です。

インターンシップを進めるためにはPPPPのパートナーシップというのは、非常に大事なこと

だろうと思います。

那波

今まではどちらかというとあまり基本的には行政に関してはものを言わないと、言われたことをやっているというのが普通だったと思うのですが、先生がおっしゃるように、やっても無駄だと思わずに、やっぱり行政に対してちゃんとそういう話をしていくことが大切でして。今10年前と違うのは、理系も文系も大学の中にインターンシップ制度というものが定着していて、例えば楽天にインターンシップで行っているとか、事例はいっぱいあるわけですから、そのうちの半分くらいはインターンシップを通じて就職するとかいうのもいっぱいあるわけですから、その制度を活用してこちらでもアピールする。こういうことをやっていくという作業も必要なのかと。

将来展望を持った協会のあり方

坂詰

多くの人にアピールすることが必要と思うんです。そういう意味では考古検定はいいと思うんです。この考古検定を伸ばさなきゃいけない。考古学は楽しい、ロマンを持っている分野であるということを多くの人に知ってもらう。そのために考古検定を、普及して理解を深めてもらうことも、色々な場でやっていかなきゃならないんじゃないかという気がします。

今後は10年間たって、民意に応える調査体制ができてることがようやく認められてきたんじゃないか。これからは積極的に行政の期待する方向

性を求めるような問題提起をしていくことも重要な役割じゃないかと思うのです。民間だけでは調査できない、行政だけではできない、という色んな問題があるかと思うんです。民間の調査組織の具体的な事例を入れながら深めていただければいいんじゃないか。それには単なる記録保存だけではなく、発掘報告書それを提出して終わりじゃなくて、今後それらの資料をどういうふうに活用したらいいかと、というような問題を提起して、報告書にとどまらないもう一つの方策を提起していく、発掘終わりました、報告書出しました、これで終わりです、というのでは意味が無い。報告書というのはこれ一般の人はほとんど読まないんですね。読んでもらってもわからないですね。業界用語って言うか、なんか訳のわからない用語が出てきて、どの字引き引いても出てこない。報告書は報告書として残すのは必要ですが、社会に対するアピールも、大いに展開していただきたいい。そういうことを展開することにより民間調査組織の変容ができていくという気がします。

今後ともこのような新しい形の問題を踏まえていただきたいと思います。先ほどお話ししました、10年間の協会の実績ですが、白書的なものをぜひまとめていただいて、世にアピールする方法の一つの手段にしたらいかが。それを踏まえて調査力を今後とも各会社の尽力によって展開していくことも今後重要になる。要するに将来展望を持った協会の在り方というのをもう少し考えていったらどうか。一般に浸透していなかったのか、新しいものが出てくると一生懸命報道するが、保護行政はどういうものかということをおアピールしたい、

本年7月4日に開かれた、文化庁と明治大学文学部の共催「遺跡をまもってまちづくりー明日の埋蔵文化財行政を担うー」の資料、遺跡を守って街づくりって書いてありますね。これは今まで文化庁でやらなかったことですね。こういう都市政策の中に遺跡を入れる、地域の市民生活の中に遺跡の位置づけを考える、その理解を深めていくためには若い人を取りこまなきゃいけない、ということですね。

文化庁の民間組織に対する期待は、適切な埋蔵文化財行政を担う体制との関連に立った提言とも言えましょうから、これに応えられるような民間調査組織側も、日本文化財保護協会が中核になって進めていく必要がある、それが将来の、埋蔵文化財行政の発展に役立っていくのではないかと思います。

今後とも行政だけでなく、市民、そして大学など皆さんの協力のもとにこの問題を進めていくことが期待されましよう。

埋蔵文化財行政の在り方を民間調査組織のほうからも考えようという視点での意見交換でした。

今後の民間調査組織の前向きな発展が期待されます。



員会
会懇談

全国各地でこれまで36回開催 千数百名の会員が参加
今年度の懇談会では文化庁の報告がテーマ

協会と会員、会員相互の交流を図るために始まった会員懇談会は協会創立早々の平成17年6月に神戸市で第1回を開催して以来36回を数えます。

わが国で初めて発掘調査にかかわる全国の民間調査組織が結集することになることから、第1回から第15回までの4年間は民間活用の促進や民間調査組織の今後のあり方など、協会活動の基本的な事柄について会員の皆さんとの意見交換に力を注ぎ、わが国の民間調査組織を代表する団体にふさわしい協会となるよう、会員の総意に基づき協会の作りと民間調査組織の結束を図ってきました。

全国各地で開催する会員懇談会には毎回40名程が出席するため、第15回までには600名以上の出席者による意見交換によって、わが国の民間調査組織や埋蔵文化財行政の実情が明らかとなり、協会が取り組む方針について共通の認識が醸成されることになりました。

第16回以降は会員懇談会開催地の埋蔵文化財行政を招聘し、当該埋文行政による「今後の埋蔵文

化財保護体制について」をテーマに講演をいただき、質疑応答を行ってきました。

これは文化庁が平成20年3月に「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について（報告）」を出し、民間調査組織の活用についての考えを示したことから、この報告を受けた各都道府県が地方分権のもとで具体的にどのような対応を取るのかを伺うことを主な目的とし、会員の率直な意見をもとに協会から埋文行政への提言や要請を行うこととしたものです。

第16回から36回までの6年間に800名を超える会員会社の皆さんが、わが国の埋文行政の今後のあり方、とりわけ民間活用についてつぶさに知

る一方、埋文行政の考え方を会員に周知するという、たいへん実りのある懇談会へと成長していききました。

今後協会は、平成26年10月の文化庁報告「適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について」に呼応して、会員懇談会を通じて当該埋文行政への具体的、個別的な提言や要請を行っていくこととしていきます。



京都市での会員懇談会

これまでの会員懇談会開催地と出席の埋蔵文化財行政

第1回	平成17年6月	兵庫県神戸市	
第2回	平成17年6月	福岡県福岡市	
第3回	平成17年7月	富山県高岡市	
第4回	平成17年11月	愛知県名古屋市	
第5回	平成18年2月	群馬県高崎市	
第6回	平成18年7月	東京都大田区	
第7回	平成18年8月	新潟県三条市	
第8回	平成18年10月	鹿児島県鹿児島市	
第9回	平成19年1月	愛知県名古屋市	
第10回	平成19年2月	群馬県高崎市	
第11回	平成19年11月	東京都新宿区	
第12回	平成20年1月	大阪府大阪市	
第13回	平成20年9月	富山県高岡市	
第14回	平成20年11月	大阪府大阪市	
第15回	平成21年1月	福岡県福岡市	
第16回	平成21年6月	東京都品川区	東京都教育庁
第17回	平成21年9月	新潟県新潟市	新潟県文化行政課
第18回	平成22年2月	福岡県福岡市	福岡県文化財保護課
第19回	平成22年7月	千葉県千葉市	千葉県文化財課
第20回	平成22年11月	大分県大分市	大分市文化財課
第21回	平成23年7月	神奈川県横浜市	神奈川県文化遺産課
第22回	平成23年9月	愛知県名古屋市	愛知県文化財保護課
第23回	平成23年11月	沖縄県那覇市	沖縄県文化財課
第24回	平成24年2月	大阪府大阪市	大阪府文化財保護課
第25回	平成24年7月	茨城県水戸市	茨城県文化課
第26回	平成24年9月	長崎県長崎市	長崎県学芸文化課
第27回	平成24年11月	群馬県前橋市	群馬県文化財保護課
第28回	平成25年2月	石川県金沢市	石川県文化財課
第29回	平成25年7月	鳥取県鳥取市	鳥取県文化財課
第30回	平成25年9月	鹿児島県鹿児島市	鹿児島県文化財課
第31回	平成25年11月	岐阜県岐阜市	岐阜県文化財保護センター
第32回	平成26年3月	山梨県甲府市	山梨県学術文化財課
第33回	平成26年7月	広島県広島市	広島県文化財課
第34回	平成26年9月	熊本県熊本市	熊本県文化課
第35回	平成26年11月	静岡県静岡市	静岡県文化財保護課
第36回	平成27年9月	京都府京都市	京都府文化財保護課



静岡市での会員懇談会

埋蔵文化財調査士資格制度



常務理事・総務委員長

長井正欣

(有)毛野考古学研究所

代表取締役

平成19年9月に第1回埋蔵文化財調査士・補試験を実施してから、早くも本年度9回目の資格試験（8月・9月に実施）となりました。平成27年度は埋蔵文化財調査士18名、調査士補19名が資格試験に合格し、発足してからの合格者累計が600名を超えました。各官公庁が発注する発掘調査業務において、埋蔵文化財調査士・補であることが担当調査員の資格要件として仕様書に明記される例が増えるなど、当協会の資格制度は広く認知されてきています。

資格試験合格者の出身校をみると（表1）、國學院大學・日本大学・国士舘大学・駒澤大学・立正大学・明治大学などの考古学もしくは史学等の専攻課程を持つ東京圏の大学が上位に位置しています。また、九州の別府大学も多数の合格者を輩出しており注目されます。特に調査士補の合格者数は東京圏の大学を押さえて1位です。考古学・史学・文化財学等の専攻課程のない大学から複数の合格者が出ている例もみられますが、埋蔵文化財調査士合格者の199名（63・2％）、調査士補合格者の162名（64・3％）が専攻課程出身者です。合格者の校数（大学と大学院は別校扱い）は、埋蔵文化財調査士が140校、調査士補が142校にも及び、出身校が広範であることも当協会の資格制度の特色の一つといえます。

■埋蔵文化財調査士

	学校名	人数(人)
1	國學院大學	26
2	日本大学	17
3	国士舘大学	12
3	別府大学	12
5	駒澤大学	11
6	立正大学	10
6	明治大学	10
8	國學院大學大学院	8
9	奈良大学	6
9	法政大学	6
11	中央大学	5
11	花園大学	5
11	早稲田大学大学院	5
14	明治学院大学	4
14	専修大学	4
14	東海大学	4
14	法政大学大学院	4
14	明治大学大学院	4
14	日本大学大学院	4
20	鹿児島大学	3
20	鹿児島大学大学院	3
20	関西大学	3
20	名古屋大学大学院	3
20	佛教大学	3
20	早稲田大学	3
20	立正大学大学院	3

■埋蔵文化財調査士補

	学校名	人数(人)
1	別府大学	21
2	國學院大學	12
3	国士舘大学	11
4	明治大学	8
5	東海大学	7
5	立正大学	7
7	國學院大學大学院	6
8	別府大学大学院	5
8	立正大学大学院	5
8	早稲田大学大学院	5
11	鹿児島大学大学院	4
11	日本大学大学院	4
11	花園大学	4
14	東北芸術工科大学	3
14	奈良大学	3
14	新潟大学大学院	3
14	立命館大学	3
14	駒澤大学	3
19	愛知学院大学	2
19	愛媛大学	2
19	鹿児島大学	2
19	駒澤大学大学院	2
19	専修大学	2
19	帝京大学	2
19	東京農業大学	2
19	東北学院大学	2
19	富山大学	2
19	日本大学	2
19	沖縄国際大学	2
19	佛教大学	2

※平成27年度合格者は含まない。

表1 資格試験合格者の出身校

これまでの資格試験受験状況をみると（表2・3）、今後の課題も浮かび上がってきます。埋蔵文化財調査士・補とも発足当初の平成19年度・20年度には多数の受験者・合格者を数えました。これは、各会員会社に在籍していた調査実績のあるベテラン社員が2年間にわたり集中して受験したためですが、その後の受験者数は横ばい傾向です。

また、合格者の平均年齢は、埋蔵文化財調査士は42・5歳、調査士補は35・0歳と、やや高年齢であるといえます。年齢層別にみると埋蔵文化財調査士・補とも31～35歳が最も多くなっています。後述する受験資格条件からは、考古学・史学等を専攻した大学卒業生が埋蔵文化財調査士補を受験できるのは最速でも26歳で、現在までにわずかに

■埋蔵文化財調査士

年 度	受験者数(人)	合格者数(人)	平均年齢(才)
平成19年度	128	123	45.8
平成20年度	127	114	39.1
平成21年度	5	5	59.6
平成22年度	11	11	40.3
平成23年度	17	17	39.1
平成24年度	15	15	41.7
平成25年度	17	16	40.3
平成26年度	14	14	43.9
平成27年度	18	18	—
合 計	352	333	42.5

■埋蔵文化財調査士補

年 度	受験者数(人)	合格者数(人)	平均年齢(才)
平成19年度	58	50	34.6
平成20年度	71	52	35.1
平成21年度	47	36	34.2
平成22年度	33	31	34.2
平成23年度	19	16	36.1
平成24年度	30	26	34.2
平成25年度	22	20	36.4
平成26年度	21	21	36.7
平成27年度	19	19	—
合 計	320	271	35.0

表2 資格試験 受験状況

年 齢 層	調査士(人)	士 補(人)
26～30歳	2	73
31～35歳	93	86
36～40歳	67	47
41～45歳	38	21
46～50歳	50	11
51～55歳	28	7
56～60歳	27	1
61歳以上	10	2
未登録者	0	4
合 計	315	252

※平成27年度合格者は含まない。

表3 年齢層別合格者数

資格試験の受験者数が横ばい傾向にあるとはいえ、埋蔵文化財調査士・補の総数は微増しています。ただ、現状では大きな増加は期待できません。また、合格者の平均年齢が高いことは、受験資格のハードルの高さが大きく影響しています。会員会社が新卒者を積極採用する状況をつくるには、資格の有効性を維持しつつ合格者の年齢を下げていく工夫も必要でしょう。資格試験は来年度には10回目となります。より、有効性のある認知度の高い資格制度となるよう、多方面との協議・連携を模索する時期にきています。

3名の合格者が出ているだけです。埋蔵文化財調査士の最年少合格者は30歳で、現在までに2名が合格しているのみです。また、性別では埋蔵文化財調査士が男性287名(91・1%)・女性28名(8・9%)、調査士補が男性211名(85・1%)・女性37名(14・9%)で、徐々に女性の有資格者が増加しているとはいえ、まだまだ少数で、今後一層、会員会社に女性の積極採用を期待したいところです。

当協会の資格制度は埋蔵文化財調査の実務を最重要視しており、そのため、受験資格のハードルが非常に高いものとなっています。埋蔵文化財調査士の受験資格は「①埋蔵文化財調査士補取得後3年以上の発掘実務経験を有し、調査報告書を3

冊以上または研究論文を2編以上執筆している者。②国及び地方公共団体(埋文センターなどを含む)で発掘調査の実施、指導、監督などを行う埋蔵文化財行政に20年以上携わったことのある者」、調査士補の受験資格は「①学校教育法による大学を卒業し、協会が認める関連分野を専攻した者で、発掘調査実務経験を4年以上(48ヶ月以上)有する者。②学校教育法による大学を卒業した者で、発掘調査実務経験を5年以上有する者。③前2項以外の者で8年以上の発掘調査実務経験を有する者」です。さらに、埋蔵文化財調査士補を受験するには3日間の講習を受講しなければなりません。したがって、当協会の有資格者は、埋蔵文化財調査士が「発掘調査から報告書作成まで

一貫して責任を持って実施できる者」、調査士補が「発掘調査現場を統括し、人事管理、安全管理、工程管理を行いながら発掘調査を適切に実施できる者」という埋蔵文化財調査の専門実務者であることを当協会が保証する人材ともいえます。当協会の資格制度ではCPD(継続教育)制度を取り入れており、各資格更新には継続学習プログラムによる所定ポイントの取得が必要です。現在(平成27年9月)、資格更新者・登録者は、埋蔵文化財調査士222名・調査士補141名という状況です。

近年、埋蔵文化財調査士の受験資格②による埋蔵文化財行政経験者の合格者が増えており(平成27年度も含めて13名)、埋蔵文化財行政での知見や技術が会員会社の調査技術に反映されてきています。

平成27年度第1回技術研修会を開催



理事・技術研修委員会 副委員長 河合 英夫

(株)玉川文化財研究所 取締役調査研究部長

協会主催による平成27年度第1回遺跡・遺構測量技術研修会が27年7月26日(日)、東京都千代田区神田駿河台の連合会館で行われ、18社49名の方々が測量技術研修に参加されました。

今回の技術研修会は、「発掘調査の現場で即戦力として役に立つ」最新の測量技術を紹介するという「うたい文句」で会員各社にご案内したものです。

近年の発掘作業ではその過程で、調査の精密度と精度管理、さらに作業の効率化が求められており、とくに遺跡や遺構の実測にかかわる分野では測量機器やコンピューターの導入により従来とは異なる様々な手法が用いられるようになってきました。また、そうした知識と技術を有する発掘担当者と、充実した調査体制の整備が求められています。

その対応策の一つとして今回の研修会では、検出・掘削した遺構の記録や遺物の取り上げ方法などについて最新の測量技術を紹介するとともに、埋蔵文化財がもつ、歴史的な情報を的確に把握するための取り組みの一環として、発掘担当者ならびに技術者の育成と必要な技術力の向上を目的と

して企画したものです。

技術研修会の講師陣には、埋蔵文化財の遺跡・遺構測量分野で全国展開をされている、福井コンピュータ株式会社、アイサンテクノロジー株式会社、株式会社CUBICの三社の各技術者の方々をお願いいたしました。また、各社には配布資料も用意いただきました。厚く御礼申し上げます。

当日は10時受付開始予定でしたが、9時半過ぎには最初の来場者があり、10時過ぎには関係者を含めると50名の会議室は定員オーバーとなりました。定刻の10時半より河野技術研修委員長より技術研修会の趣旨説明が行われ、調査の技術力向上のための最新技術や情報の習得を目指していただきたいとの激励をいただきました。

私が考古学を学び始めた頃は、遺構の平面図の作成では平板測量や遣り方測量が主流で、基点からの距離を計測するための実測用具としては、一般にエスロンテープや間竿、コンベックスなどがある程度でした。たまに平板やアリダードをみるとたいへん懐かしく思いますが、生産はすでに中止され、その役割は終わったと言っても過言ではありません。今回の測量技術研修を企画したひと



各社の協力による層の厚い講師陣で協会初の計測技術研修

りとして、最新の測量システムやその技術について、メモした内容をもとに感想を記してみたいと思います。

トップバッターは福井コンピュータ株式会社横浜オフィスの今関滋さんと株式会社尾崎商会の尾崎貴行さんにトータルステーションと、レーザー計測（電子平板）を利用した測量方法について実演していただきました。とくに測量計算CADシステム「BLUETREND（ブルートレンド）XA 2015」と現場端末システム「X-FIELD」を利用した最新の測量技術は観測と同時に図化もしてしまいう大変な優れもので、現地ですべての作業が完了できるという。また、座標で管理されるので埋め戻した後でも簡単に遺跡や遺構の位置がわかり、将来の遺跡保存活用や史跡整備などにも利用でき、適用範囲が広いのも興味を引くものでした。

二番手はアイサンテクノロジー株式会社首都圏営業所の近藤豊さんと石原将一さん、ライカジオシステズ株式会社新井一雄さんお三方によるWingNeo INFINITY V（ウィングネオインフィニティ5）というシステムの実演でした。

この測量システムは、電子式平板システムと最新のトータルステーションの組み合わせによって観測作業とCAD編集作業の一体化を実現し、測量作業の工程を大幅に軽減するというシステムだそうです。また、トータルステーション設置や放射観測による測点をペンコンピュータ上にビジュアル表示し、結線編集や地形図化も現場でペン操作できるのも極めて機能的、かつ魅力的なシステム

ムといえるでしょう。

最後は株式会社CUBICの西尾和之さん、伊藤徹郎さん、家本蔵人さんのお三方による遺構実測支援システムについて実演いただきました。ソフトには親しみやすい名前が付しており、遺構図の作成では自動追尾トータルステーションと電子平板を用いた測量機能と図化機能を兼ね備えた「遺構くん」はデジタル図面作りをサポートし、手実測やデジタルカメラなどのデータも取り込めるという優れものです。また、「写測くん」はステレオカメラで撮影した画像からオルソ画像をもとに本画像をトレースすることにより平面図や立面図が作成できるのも魅力的です。「トレースくん」は現場や整理作業で作成した遺構や遺物の書きの実測図をデジタル化する専用ソフトで、座標や高さを入力することにより図面合成や断面図作成も可能だそうです。

「遺物くん」は土器・陶磁器・石器などを効率的かつ高精度な遺物実測を支援するソフトで、3Dデータを用いて遺物の正射投影（オルソ）画像を作成し、作成した画像を下絵にしてデジタルトレースにより精緻な実測図が描けるのも魅力的なソフトといえるでしょう。

三社ご講演ののち、30分ほどの質疑応答の時間をもちましたが、第一線で活躍の技術者の方が多かったせいか、予定時間を超えた熱のこもった議論が展開され、大変盛況な技術研修会となりました。

また、今回の技術研修会は、協会主催のCPD

（継続教育）の一環であることをCPD委員会の依田賢仁さん（株式会社武蔵文化財研究所）より説明が行われ、出席の埋蔵文化財調査士・士補の資格保有者には20ポイントが付与されました。

ご講演いただきました講師の皆様たいへんありがとうございました。

最後に那波代表理事の挨拶により無事閉会いたしました。



定員を超える参加者から活発な質問が



釜石市の発掘調査支援取り組みの報告

復興支援対策本部 特別参与 藤田 稔

この発掘調査は、東日本大震災復興事業にかかる埋蔵文化財調査で民間活用が導入されたものであり、釜石市教育委員会生涯学習課の監理の下で民間が埋蔵文化財調査を行うという官民連携が埋蔵文化財調査分野で始めて行われた事例となりました。協会として全国の会員会社を動員して復興に係る発掘調査を行うために内閣府に変更認定を行い当該発掘調査業務全般を実施する能力のある会員を幹事会社に選定して実施することとして、出来るだけ多くの会員会社が参画し総力で携わることとしています。

釜石市発掘調査支援業務は、この3年間で最大のピークを迎えており、これまでに4案件を完成させ現在4案件の同時発掘作業を行っています。

複数案件の同時進行なので、現場管理、資料編報告書の書式、発掘調査の基準を標準マニュアル化をして、成果品の不整合の防止、実施計画書の充実、協議の迅速化による客先信用確保、各現場間の統一した原価積算の平準化を申し合わせています。

今年度の、協会の受託する発掘調査は夏場から始まり降雪が予想される11月下旬までに現場の発掘作業を完了させることを最大の目標にしています。また、釜石では12月・1月には凍土になることも大きな妨げです、3月初めまで現場は閉鎖となります。

発掘調査は99条で行うことから、教育委員会の主任調査員との協力の基に報告書の製本印刷までを工期内に完了させるものです。つまり、発注窓口は釜石市復興推進本部の監督指導を受け、発掘調査は教育委員会の指示指導の下に実施するわけです。工期内の発掘から報告書印刷までの工程は、市役所調査員の補助的役割の下に報告書の内容にかかる資料作成を行い、協同作業として報告書執筆にかかわり印刷までの業務を実施するものがあります。

協会の作業には100名近い作業員の調達を行う予定で、ハローワークにまず募集を掛け、同時に近隣市町村を含めて仮設住宅を中心に動員をかけています。作業員の雇用では、雇用の管理、安全衛生、熱中症対策、休憩所の設置、親睦融和、現地送迎等のことに重点を置き公平

で不平等感の無いように基本方針を立てています。作業員の方々は、自身が津波被災者の方が殆んど心のケアと対応に配慮しています。

釜石市は、市役所職員の復興支援受け入れを全国の自治体から行っており、関係各課に派遣されています。

27年7月から釜石市の「市営釜石ビル」の1室を協会連絡事務所として賃借しております。用途目的は、合同工程会議の場として、市教委との打ち合わせ協議の場として、冬季間の整理報告書作業場として活用することとしています。

残り下半期の発掘現場作業、整理報告書の作成・印刷製本に向けて、最良の成果品を提供すべく民間会社を束ねる協会が如何に推進力を持つて発掘調査を成し遂げるか、最新の技術力を駆使して、工期の厳守と品質の保障を行うことで真価が試されています。

ここに、本案件に関係する方々に感謝の念を申し上げますと共に、納品完了までの当該幹事会社各位の奮励と全会員会社のご理解、ご協力を願うものです。

釜石市発掘調査支援業務参加の会員他
50音順

有限会社カワヒロ産業
建設NRT株式会社
株式会社古環境研究所
国際文化財株式会社
株式会社四門
テイケイトレード株式会社
株式会社ノガミ
株式会社パスコ
パリーノ・サーヴェイ株式会社
株式会社パレオ・ラボ
株式会社ラング
株式会社ランドマーク
吉田建設株式会社



平田小学校6年生の発掘体験学習が行われた釜石市の平田遺跡



(株)ノガミ
小野麻人

小野麻人さんからその報告をお届けします。

調査面積
477 m²

発掘調査
平成26年10月1日～

平成27年1月9日

平成26年10月下旬～

平成27年3月上旬

遺跡の概要

遺跡の概要　本遺跡は、三陸鉄道平田駅と釜石市立平田小学校の間に位置し、標高8 m前後の君ノ洞沢左岸の丘陵裾部から低地部にかけて立地している。調査の結果、縄文時代中期中葉から後葉にかけての竪穴式住居跡15件、配石炉跡2基、焼土跡9基、土坑跡4基、小穴72基が検出された。釜石地区平田周辺の遺跡は、その大半が縄文時代に帰属することが知られており、今回の調査によつて遺跡の中心が丘陵裾部周辺であることが確認された。

今回の調査は、昨年度よりひと月早い

秋からの前乗りで、諸準備にあたる事となった。履行期間が、現場開始から報告書刊行まで5ヶ月ほどのタイトな工程であつたため、より効率的な支援業務に努める事を心掛けた。

調査は釜石市教育委員会から1名と、福岡県太宰府市からの復興支援派遣職員

務である市民への普及啓発活動の支援にも貢献できたことは幸いであった。

作業員さんたちは15名程であったが、去年からのメンバーが多く、久しぶりの交友を温めながらの業務であった。未だに仮設住宅から来られる方も多かったが、皆さん明るく思い遣り溢れる方達であり実直にお手伝い頂けた。

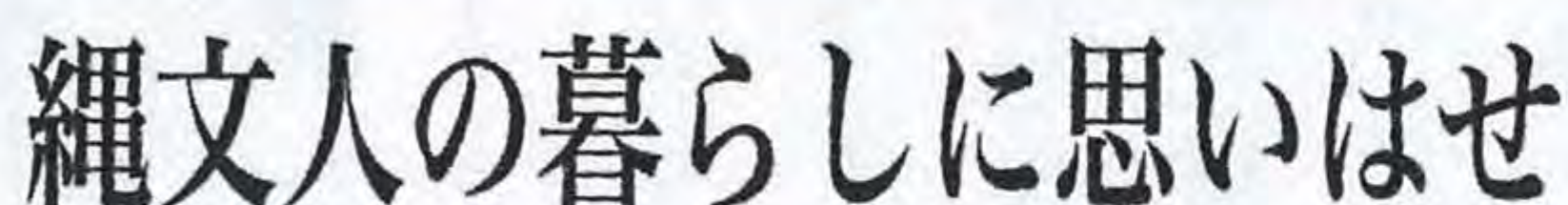
調査は、予想以上の遺構数・遺物数の出土があり困難ではあったものの、担当調査員の指導のもと、支援業者としての責務を何とか果たす事ができた。ここに

あり実直にお手伝い頂けた。

調査は、予想以上の遺構数・遺物数の出土があり困難ではあったものの、担当調査員の指導のもと、支援業者としての責務を何とか果たす事ができた。ここに改めて調査に御尽力いただいた皆様に御礼申し上げます。



協会の現地事務所が入る市営釜石ビル。2階まで津波が押し寄せた



「平田遺跡」で発掘体験

平田小児童
土器片、石器次々

一般にも公開

[illegible]

年々の発見が続くに現る。留の大きさに区別し、5がが多く、狭い範囲を担当するのは文化財館に集中し、重複している。同じ場所で家が建つ替えられとみられ、修復の痕跡も残る。床からは石の加工具（台石や磨き石）が出た。一方、形状がまちまちの土器は確認できず、

復興釜石新聞の記事

第7回考古検定 概要と新たな取り組み

理事・広報委員長 山口 寛（ナカシヤクリエイテブ(株)代表取締役社長）

【概要】

第7回考古検定は、入門・初級・中級・上級・最上級の5段階の検定を行います。

入門、初級、中級クラスはどなたでも受験可能ですが、上級クラスは中級クラスを合格されている方、最上級クラスは上級クラスを合格されている方が対象となります。入門・中級クラスの試験方法はCBT方式という全国約100箇所の会場で備え付けのパソコンのマウス・キーボードを使用して解答する方式で行います。受験者は近くの受験会場で試験実施期間中であれば、希望する日に受験することができますなど、手軽に検定を受けることができます。試験会場にあるパソコン上に表示された問題にマウス・キーボードを使って正解を選びますが、パソコンの操作は容易であり、操作方法について疑問がある方についてはその場で試験監督者が指導しますので、パソコンに不慣れな方も安心して受験することができます。また上級クラスの四択問題はCRT方式の試験ですが、記述式問題は1問を選択して1000字以内で記述します。最上級クラスの試験は面接試験を行います。

【新たな取り組み】

今回はより多くの方に考古検定を知っていただき、受験していただくために、いろいろな新たな取り組みを行っています。まず、「古墳にコーフン協会さん」とのコラボレーションです。

これまでの考古検定の堅いイメージを一新する「目指せ 考古の星！」のキャッチコピーと鮮烈なポスターデザイン。古墳にコーフン協会さんには入門・初級クラスの問題制作にもご協力いただいた他、

会長・まりこふんさんによる全国各地のイベントや雑誌、TV・ラジオ出演番組など各種メディアでのPR、各支部の皆さんにも各地で考古検定の知名度向上にご協力いただいています。

また、名古屋市文化財保護室様には各種の主催イベントでのポスター掲示・リーフレット配布など、考古検定の趣旨にご賛同下さった行政機関の方々にも様々な形で広報活動にご支援をいただいています。

このように、今回は協会会員以外の皆さんの積極的なご支援によって、各地域の考古学ファンの皆さん、特にお年寄りから女性、学生や小さなお子様など、これまで接点が少なかった方々にも広く考古検定の存在を知っていただくことができましたと思っています。

これは考古検定の目的である、「広く国民のみなさまが考古学に親しみ、日本の歴史と、日本の遺跡に対する知的探究心を満たすこと」に繋がるものであり、「そのため本検定は、単に知識を競うというものではなく、日本各地に残されている史跡（遺跡）と遺物を取りあげ、身近に存在する日本の歴史に思いを馳せていただく端緒になれば」という私たちの想いとも一致しています。

この活動を通じて、「民による公益の増進」という当協会の役割の一助になればと願っています。

※受験申込期間が11月18日までとなっています。この記事を読まれた方には、是非一度、チャレンジしていただきますようお願いをお待ちしています！

（35ページにも考古検定に関する情報を掲載しています）



目指せ 考古の星!

例題!
古墳の形で最も多いのは?

- ①前方後円墳
- ②前方後方墳
- ③円墳
- ④方墳

答えは①です

今年から古墳にコープン協会がコラボレーション!

QRコード

内閣府認定 第七回 考古検定

●受験申込期間 平成27年 8月 1日(土)～11月18日(水)
●試験期間 平成27年11月21日(土)～11月29日(日)

[試験会場] 全国約100か所の試験会場で、備え付けのパソコンを使った試験
[試験] 入門・初級・中級・上級・最上級の5クラスを実施

主催:公益社団法人日本文化財保護協会 / 後援:読売新聞社 / 協力:古墳にコープン協会

各級の実施要項

- 実施級：入門～最上級クラス
- 申込期間：2015年8月1日(土)～11月18日(水)
- 実施日：2015年11月21日(土)～11月29日(日)
- 受験資格：入門～中級クラス…どなたでも受験できます
上級クラス…中級クラスを合格されている方
最上級クラス…上級クラスを合格されている方
- 受験料：入門クラス … 2,500 円
初級クラス … 3,800 円
中級クラス … 4,800 円
上級クラス … 6,000 円
最上級クラス…10,000 円
- 試験方法：全クラス、コンピュータによる試験方式 (CBT 方式)
- 試験時間：入門～中級クラス…60 分 (択一式：50 問)
上級クラス…90 分 (択一式：20 問 記述式：1 問)
最上級クラス…90 分 (記述式：1 問)
- 受験会場：全国 47 都道府県にて受験可能

協会初の親子料理ワークショップを開催！



現在全国各地で、一方通行的な知や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイルのワークショップが開催されています。

当協会では、認定事業のひとつである「文化財保護の知識の教授」にあたる事業として、低年齢層を対象に行う内容として初めての親子ワークショップを開催いたしました。

【第1回親子料理ワークショップ】（平成27年3月29日午前開催）

協会ホームページ、ツイッター、某親子お出かけサイト、古墳でコーフン協会ホームページにて告知を行い、参加申し込みは28組、うち親子8組（大人11名子供16名）で行いました。

ワークショップは、「縄文土器風クッキーを作ってみよう」というもので、パリーノ・サーヴェイ(株) 橋本真紀夫氏（現協会専務理事）を講師に、縄文

人の生活について講義を行っていただいた後、実際にクッキー生地を作り粘土に見立てて縄文原形で文様を付けて焼き、皆で試食しました。

以下、参加者のアンケートを抜粋

- 土器とクッキーという組み合わせが斬新で面白かったです。クッキー作りをきっかけに子供が歴史に興味を持てたらよいと思います。
- 楽しく参加できました。学習面では少し高度かなと思われる内容でしたが、これをキッカケに興味を持てればと思います。
- 今回初めてこのような協会があることを知り、母親としては歴史大好きでちょっと検定でも受けてみたいなど興味を持った次第です。

このような意見からも当協会のワークショップは「新たな考古好き増やす」活動につながると実感いたしました。



【第2回親子料理ワークショップ】（平成27年8月2日午前、午後開催）

第1回親子料理ワークショップが大変好評であり開催要望が多かったことから、小学生の夏休みの自由研究のためのワークショップという企画で第2回親子料理ワークショップを開催いたしました。

観察シートの記入、クッキー製作、土器の拓本取り、実際に原体を編み、持ち帰っていただくことで（クッキーは保存できませんが）学校に提出する自由研究の材料になるように内容を充実させました。

協会ホームページ、Facebook、ツイッター、某親子お出かけサイトに告知を行い、参加申し込みは25組、参加者は午前7組、午後7組（保護者16名子供19名）で行いました。

今回のワークショップでは現在テレビやインターネットなどで取り上げられ、その土器型クッキー（ドッキー）のクオリティの高さから評判のお菓子作り考古学者のヤマラさん（下島綾美さん）を講師に迎え、「土器って何？」や「縄文時代のすごさ」という講義から、土器型クッキーの作り方、土器の拓本の取り方、縄文原体の編み方まで幅広く教えていただきました。

以下参加者のアンケートを抜粋

●私も子供も土器のことをもっと知りたくなりました。とても楽しかったです。

●歴史が身近に感じられ楽しかったです。次回博物館に行った時に、これまで以上に楽しめそうな気がします。今度歴史博物館に行ったら縄文土器をよく見たいです！

●前回は参加しましたが、バージョンアップされた内容で大人もワクワク、子供も飽きずに楽しめました。土器にも興味がわきこれからの勉強につながっていけばと思います。また開催してください！

●土器の写し方や縄の編み方、土器の表や裏の見方、内容がとても

面白かったです。今回より少し進んだ内容のWSを開催していただけなら嬉しいです。また参加したいのでまめにHPをチェックしたいと思います。

このワークショップでは博物館への興味につながったり歴史や生活の勉強につながったりと、自由研究の題材だけでなくいろいろな可能性を感じました。

今後は小学生だけではなく、例えば「20代の女性限定」というような細かな参加者の世代設定やワークショップの内容を変化させていくことで、当協会のワークショップは幅広い考古学の分野の、ある一部分をフィードバックして楽しめるイベントになると期待しております。

（日本文化財保護協会 事務長 岡村真由）



当期は、民間調査組織が結集するわが国で初めての機関として発足した協会が創立10周年を迎えることとなりました。

協会はこの10年の活動において、資格制度をはじめ技術研修制度などの導入による民間調査組織の専門性や技術力の育成に積極的に取り組み、その成果としてわが国に民間調査組織が主体となる発掘調査体制の確立に寄与することとなりました。

一方当期は、文化庁が平成26年10月に「適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について」（報告）を公表し、その中で文化庁が都道府県と市町村の役割について新たな検討を行い、これまで発掘調査に重点が置かれてきた埋蔵文化財行政を保存・活用までバランスよく行う本来あるべき埋蔵文化財行政に転換する方針を明らかにしました。

また文化庁は同報告の中で、地方公共団体が民間調査組織を利用するに際しての留意事項として、地方公共団体が民間調査組織を選定するにあたっては単に経費のみで選定を行う入札方式は適切ではなく、民間調査組織や発掘担当職員の能力や調査の体制・方法も含めた総合的な評価に基づき行う必要がある、とするなど、民間調査組織を調査主体として利用するにあたっての具体的な指摘を行いました。

当期はこのように埋蔵文化財行政の転換と民間調査体制の確立というわが国の埋蔵文化財保護体制が大きく変化していく中にあつて協会は、総合評価方式の導入などの入札制度の見直しや適切な民間調査組織の選定・監理のあり方等について検討を行い、民間調査組織や発掘担当

職員の能力や調査の体制を把握する資格情報管理システムの開発や地方公共団体との連絡・協調を図るための連絡協議会の設置など、いち早い対応を取りました。

このような変化への迅速な対応を取りながら協会は、次の通り当期の事業を着実に実施しました。

協会は平成26年9月に岩手県釜石市より平田遺跡埋蔵文化財発掘調査業務を受託し、同業務が完了した平成27年3月に新たに屋形遺跡発掘調査業務を受託するなど、前期に引き続き当期もまた発掘調査の支援を通じて東日本大震災の復興に貢献することとなりました。

また、協会は東日本大震災での復興支援の経験を生かし、大規模な災害での復興を迅速に進めるため民間調査組織の導入を関係機関に働きかけを行い、当期では熊本県下での激甚災害復興事業で民間調査組織が導入されるなど、協会の災害支援の取り組みに成果を挙げることが出来ました。

一方、継続教育制度を拡充するためC

PDポイント項目の追加や見直しを行い、第2回優秀調査報告書表彰を実施するなど、民間調査技術者の技術力向上に精力的に取り組むとともに、社会貢献活動の考古検定事業も考古検定問題集を発刊して受験者数の増加をはかり第6回の考古検定を実施するなど、当期も埋蔵文化財保護に関する知識の普及と啓蒙活動に積極的に取り組みました。

以上のような活動のもとで当期は次の通り事業を実施しました。

1. 復興支援事業として平成26年9月に岩手県釜石市から平田遺跡埋蔵文化財発掘調査業務委託を受け27年3月に完了しました。

2. 埋蔵文化財調査制度の調査・研究に基づき、関係行政機関に入札結果の公表などの具体的要請を行いました。

3. 埋蔵文化財調査士の資格検定試験を9月に東京で実施しました。

4. 埋蔵文化財調査士補の資格検定試験を8月に東京と大阪で実施しました。

5. 埋蔵文化財調査士と埋蔵文化財調査

士補の資格取得者を対象に継続教育を実施し、4月と10月にCPDポイントの認定を行いました。

CPDポイント項目の追加と見直しを行いました。

6. 資格取得後満5年を迎えた埋蔵文化財調査士と埋蔵文化財調査士、士補の資格更新を行いました。

7. 第5回までの試験問題集を発刊し、入門・初級・中級・上級・最上級のすべてのクラスで第6回考古検定を11月に実施しました。

8. 平成26年度埋蔵文化財調査要覧の企画・編集を行いました。

9. 考古学専門誌での埋蔵文化財に関する特集号の企画・編集を行いました。

10. 新たな研修制度の検討を行いました。

11. 発掘調査の質確保のため第2回優秀調査報告書表彰を行いました。

12. 創立10周年の記念会報を発行し、ホームページを充実して公益社団法人活動の広報を積極的に行いました。

貸借対照表

平成27年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	10,537,808
未収金	35,640,000
前払金	0
前払費用	264,276
流動資産合計	46,442,084
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
基本財産合計	0
(2) 特定資産	
特定資産合計	0
(3) その他固定資産	
敷金	2,047,000
その他固定資産合計	2,047,000
固定資産合計	2,047,000
資産合計	48,489,084
II 負債の部	
1. 流動負債	
未払金	32,788,800
未払費用	491,092
未払消費税等	266,600
前受金	5,660,000
預り金	18,488
流動負債合計	39,224,980
2. 固定負債	
固定負債合計	0
負債合計	39,224,980
III 正味財産の部	
1. 指定正味財産	
2. 一般正味財産	9,264,104
正味財産合計	9,264,104
負債及び正味財産合計	48,489,084

●平成26年度理事会

第1回理事会 平成26年4月11日

- ・平成25年度決算案を承認した。
- ・定時社員総会を平成26年5月9日に開催することを決議した。
- ・内閣府公益認定等委員会に釜石市受託業務の報告を行うことを了承した。
- ・26年度実施の埋蔵文化財調査士補講習の科目と講師案を承認した。
- ・26年度考古検定は問題集の出版など、広告活動の強化を承認した。

第2回理事会 平成26年5月9日

- ・本日開催の第5回定時社員総会の運営案を了承した。
- ・第2回優秀調査報告書表彰として国際文化財(株)、(株)四門、大成エンジニアリング(株)、(株)玉川文化財研究所の選定を承認した。

第3回理事会 平成26年10月10日

- ・協会の今後の組織・運営について協議を行った。
- ・26年度の釜石市案件受託の経過とその対応が報告された。
- ・総務委員会、技術研修委員会、広報委員会の活動報告が行われた。
- ・中部・北陸地区会員懇談会を11月14日に静岡市で開催することを決議した。
- ・26年度中間期の会計報告が行われた。

第4回理事会 平成26年12月12日

- ・文化庁「適正な埋蔵文化財行政を担

う体制等の構築について」(報告)に対する協会の対応を協議した。

- ・協会に会長・代表理事を置くための定款変更案を承認し、定款変更は定款第18条(決議の省略)により行うこととした。
- ・平成27年度の協会活動スケジュールが了承された。
- ・復興支援対策本部、総務委員会、技術研修委員会、広報委員会の活動報告が行われた。
- ・関東地区会員懇談会開催の検討を行った。
- ・会計報告が行われた。

第5回理事会 平成27年3月13日

- ・平成27年度事業計画案を承認し、内閣府に提出することを決議した。
- ・坂詰秀一氏を会長に選任することを決議した。
- ・平成27年度に連絡協議会を設け行政との連携を進める方針を承認した。
- ・平成27年度定時社員総会招集通知案を承認した。
- ・総務委員会、技術研修委員会、広報委員会、復興支援対策本部の活動報告が行われた。
- ・平成26年度決算見込み並びに定時社員総会開催に至る手続きと日程が報告された。
- ・平成26年度決算案承認の理事会は定款32条2項の規定に基づき行うことを承認した。



復興支援の釜石市屋形遺跡での現地説明会。貝塚の発見に多くの見学者(平成27年10月3日)

協会が創立10周年の節目を迎えた前期の平成26年10月に、文化庁より「適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について」（報告）の発表がおこなわれました。

これは文化庁が平成20年3月に「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について（報告）」で示した事項を再検討するとともに、都道府県と市町村の役割について新たに検討が行われたもので、これまで発掘調査に重点が置かれてきた行政を文化財の保存・活用までバランスよく行う本来あるべき埋蔵文化財行政への転換を図る視点から取りまとめられたものです。

この報告では民間調査組織の取り扱いについて多く紙面が割かれており、地方公共団体が民間調査組織を利用するにあたっては、民間調査組織の体制と能力の確認を発掘調査の都度行うのが適切であり、民間調査組織の選定は組織の能力や調査体制・方法も含めた総合的な評価に基づく必要がある、単に経費のみで行う入札方式は適切でない、とするなど、民間調査組織利用の留意事項が具体的に示されています。

このため当期においては、協会はこの報告で指摘された民間調査組織の取り扱いに係る留意事項に対応し、連絡協議会を設けて地方公共団体に具体的な提言を行うなど、埋蔵文化財行政との連携をより一層図っていくこととします。

また当期は、震災復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査委託業務を協会の公益事業として引き続き積極的に取り組むこととし、官民連携による復興の加速化により貢献していくこととします。

発足から9年となる資格制度は、地方公共団体で職

員採用や民間調査組織の選定、調査担当技術者の要件などで活用されるなど普及が進んでおり、当期は埋蔵文化財調査士と埋蔵文化財調査士補の資格取得後5年ごとの資格更新手続きをスムーズに行うための管理システム構築に取り組むとともに、継続教育制度を一層充実させて引き続き資格取得者への指導を適切に行ってまいります。

また、当期から資格取得者に対し調査現場でも求めに応じて掲示ができるよう資格者カードを発行するなど、資格取得者の利便性を図るとともに、資格登録更新条件となるCPDポイントの取得方法の周知やポイントの管理、認定ポイントの通知などを効率的に行うためのCPD管理システムの導入を図ります。

また、平成25年度から行っている会員が作成した調査報告書を審査して優秀なものを顕彰する表彰制度は、当期から表彰対象を拡大して実施することとし、会員の調査技術の向上や調査の質の確保を図り、民間調査組織の信頼性、社会的地位の向上に引き続き取り組んでいきます。

考古検定は、前期に発刊した過去問題集を生かすなど、国民により広く周知するための広報活動を積極的に展開することとし、考古学に親しめる考古検定を通じて社会への埋蔵文化財保護に関する知識の普及と啓蒙により一層取り組むこととします。

なお、当期は資金調達及び設備投資の見込みはありません。

以上のような方針のもとで当期は次の通り事業を実施します。

1. 災害復旧復興のための発掘調査の支援を行う。
2. 連絡協議会を設け、関係行政機関に民間調査組織利用にあたっての具体的提言を行う。
3. 埋蔵文化財調査士の資格検定試験を実施する。
4. 埋蔵文化財調査士補の資格検定試験を実施する。
5. 埋蔵文化財調査士の資格検定試験を実施する。
6. 埋蔵文化財調査士と埋蔵文化財調査士補の資格取得者を対象に継続教育を実施する。資格者用システムを導入し継続教育の記録を資格者各自で閲覧できるようにする。
7. 資格取得後満5年を迎えた埋蔵文化財調査士と埋蔵文化財調査士補の資格更新を行う。携行できる資格登録者カードを発行し資格の有効期限を明確にする。
8. 第7回考古検定を実施する。（入門・初級・中級・上級・最上級クラス）
9. 平成27年度埋蔵文化財調査要覧の企画・編集を行う。
10. 考古学専門誌での埋蔵文化財に関する特集号の企画・編集を行う。
11. 技術研修と資格講習など各種講習会を実施する。
12. 発掘調査の質確保のための会員対象に第3回優秀調査報告書表彰を行う。
13. ホームページを活用して公益社団法人活動の広報を行う。

● 皆様のお申し込みをお待ちしています！（申込期限 11月18日）

各級の実施要項

実施級：入門～最上級クラス

申込期間：2015年8月1日(土)～11月18日(水)

実施日：2015年11月21日(土)～11月29日(日)

受験資格：入門～中級クラス…どなたでも受験できます
上級クラス…中級クラスを合格されている方
最上級クラス…上級クラスを合格されている方

受験料：入門クラス…2,500円
初級クラス…3,800円
中級クラス…4,800円
上級クラス…6,000円
最上級クラス…10,000円

試験方法：全クラス、コンピュータによる試験方式(CBT方式)

試験時間：入門～中級クラス…60分(択一式:50問)
上級クラス…90分(択一式:20問 記述式:1問)
最上級クラス…90分(記述式:1問)

受験会場：全国47都道府県にて受験可能

内閣府認定 第七回 考古検定

【申込方法】
日本文化財保護協会HP「考古検定専用ページ」からお申込み下さい。
<http://www.n-bunkazaihogo.jp/koukokentei/>

【お問合せ】
「考古検定」受験サポートセンター
TEL: 03-5209-0553 FAX: 03-5209-0552(平日10:00～17:00)

考古検定専用ページ

■考古検定とは■
広く国民のみなさまが考古学に親しみ、日本の歴史と、日本の遺跡に対する知的探究心を満たすことを目的に実施するものです。そのため本検定は、単に知識を競うというのではなく、日本各地に残されている史跡(遺跡)と遺物を取りあげ、身近に存在する日本の歴史に思いを馳せていただく端緒になればと考えています。

■日本文化財保護協会とは■
内閣府により文化財保護に関する知識の教授を行う公益法人として認定された団体で埋蔵文化財の調査、分析、保存に従事する全国組織です。協会は「民による公益の増進」を目指して、考古検定を企画し、推進しています。

考古の星 目指せ

例題！

古墳の形で最も多いのは？

①前方後円墳
②前方後方墳
③円墳
④方墳

答えは①です

内閣府認定 第七回 考古検定

●受験申込期間 平成27年 8月 1日(土)～11月18日(水)

●試験期間 平成27年11月21日(土)～11月29日(日)

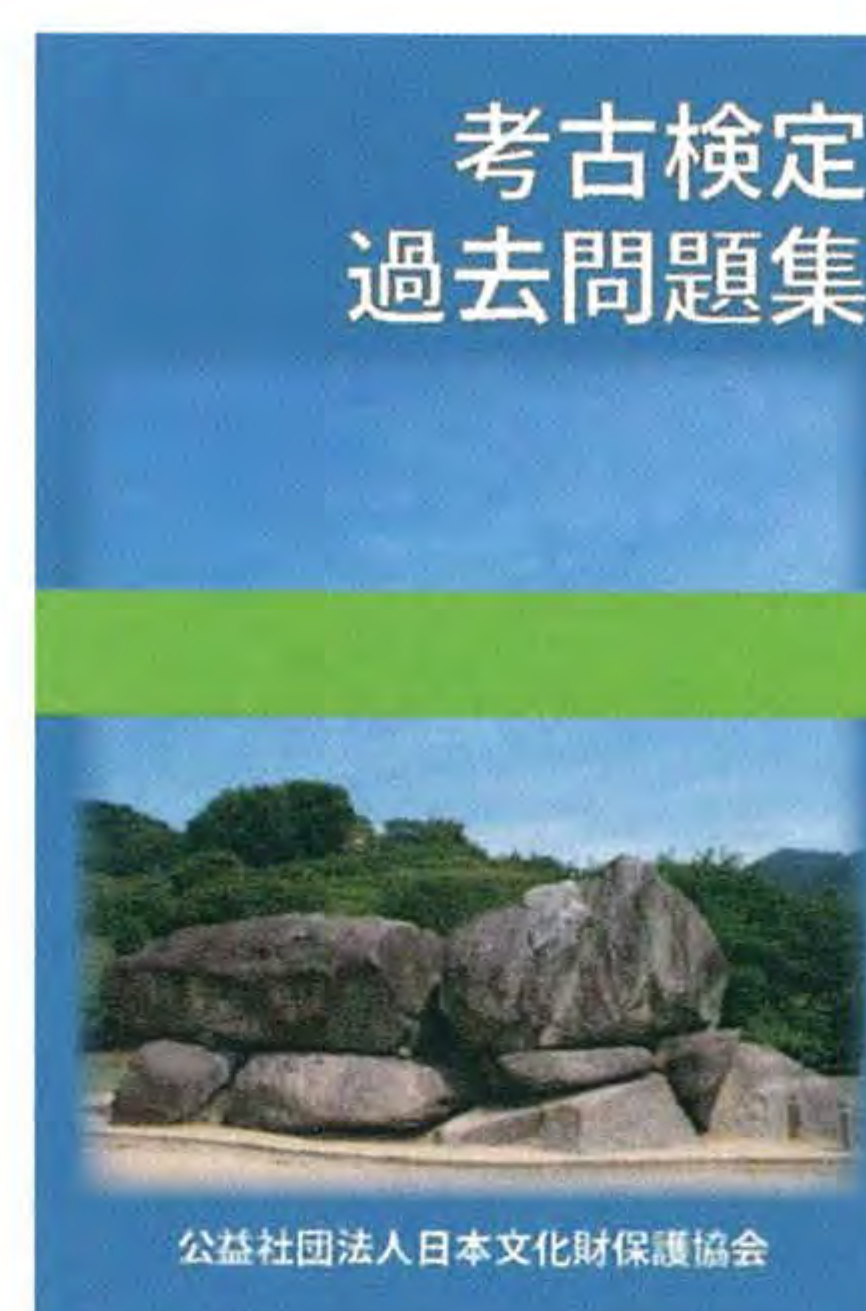
【試験会場】全国約100か所の試験会場で、備え付けのパソコンを使った試験
【試験】入門・初級・中級・上級・最上級の5クラスを実施

主催：公益社団法人日本文化財保護協会／後援：読売新聞社／協力：古墳にコープ協会

考古検定過去問題集

その他、受験するために参考となる書籍については、次の通りお勧めします。

- | | |
|----------------|-------------|
| 「新日本考古学小辞典」 | (ニューサイエンス社) |
| 「史跡で読む日本の歴史」 | (吉川弘文館) |
| 「入門者のための考古学教室」 | (同成社) |
| 「考古学のわかる本」 | (同成社) |
| 「日本の史跡 101 選」 | (日本経済新聞社) |



第1回考古検定 入門クラス (択一式全50問)	
問1 日本で最初に発見された新石器時代の遺物はどれですか。	① 野川遺跡 ② 吉野遺跡
③ 茂原遺跡 ④ 高井山遺跡	
問2 日本の新石器時代の主要な石製品はどれですか。	① 石斧 ② 石鏃(やじり)
③ 磨製石斧 ④ ナイフ形石斧	
問3 日本の縄文時代前期で最も有名な土器はどれですか。	① 土器(埴輪) ② 土器(埴輪)
③ 土器(埴輪) ④ 土器(埴輪)	
問4 縄文時代の後期にはどのような特徴がありますか。	① 土器の使用 ② 土器の使用
③ 土器の使用 ④ 土器の使用	
問5 縄文時代の後期にはどのような特徴がありますか。	① 土器の使用 ② 土器の使用
③ 土器の使用 ④ 土器の使用	

編集後記

日本を訪れる外国人旅行者が過去最多のペースで増加しています。政府が掲げている2020年・2000万人達成という目標は、早くも来年2016年にも達成しそうな勢いだそうです。

もつと外国人観光客を呼び込もうとそれぞれの地域の魅力を発信する動きが活発ですが、これまで定番だった観光地巡りやショッピング以外に、日本の伝統文化を体感できるような企画にも人気が高まっています。日本人の生活習慣や美意識に魅力を感じ、そのルーツが何であるかをより深く知りたいという外国人の方が増えているのかも知れません。

今回、考古検定の広報活動に携わらせていただき、郷土の歴史を学び・守り・広げるとい活動に熱心に取り組んでおられる方々がとても多いことを改めて感じます。そういう方々の地道な活動の積み重ねが、郷土の魅力作りの基盤にあるのでしょう。歴史のルーツを辿る終着点が埋蔵文化財だと捉え、そこから現代への繋がりを感ずるような情報を発信できれば、それも郷土の魅力のひとつになりえると思います。

それは、「文化財保護に関する調査、研究を通じて埋蔵文化財調査事業の健全な発展を図り、もってわが国文化芸術の振興に寄与する」という当協会の目的ともしっかりと結びつくものだと思います。

(広報委員長 山口 寛)

飛天

平成27年会報 平成27年10月20日発行

公益社団法人日本文化財保護協会

公益社団法人日本文化財保護協会
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町17番地 ファーストビル2F
電話:03-6206-8766 FAX:03-3255-1570
HP:<http://www.n-bunkazaihogo.jp/> E-mail:info@n-bunkazaihogo.jp/